四半期報告書

(第107期第2四半期)

株式会社 愛媛 銀 行

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監 査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込 んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	_
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】4	Į
3 【関係会社の状況】4	ŀ
4 【従業員の状況】4	Į
第2 【事業の状況】	;
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】5	5
第3 【設備の状況】16	6
第4 【提出会社の状況】16	6
1 【株式等の状況】1	6
2 【株価の推移】18	8
3 【役員の状況】18	8
第5 【経理の状況】	9
1 【中間連結財務諸表】20	0
2 【その他】69	9
3 【中間財務諸表】70	0
4 【その他】89	9
第一部 【提出会社の保証会社等の情報】90	0

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成22年11月26日

【四半期会計期間】 第107期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9

月30日)

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 中 山 紘 治 郎

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【電話番号】 松山(089)933局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 企画広報部長 桐 石 義 久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町3丁目2番4号

株式会社愛媛銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3861局8151番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 南 栄 一

【縦覧に供する場所】 株式会社愛媛銀行 高知支店

(高知市はりまや町1丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	23, 546	22, 187	23, 046	47, 254	43, 813
連結経常利益(△は連結 経常損失)	百万円	1, 175	3, 659	4, 376	△1, 784	6, 546
連結中間純利益	百万円	1, 110	2, 161	2, 311		
連結当期純利益(△は連 結当期純損失)	百万円	_	_	_	△2, 941	3, 550
連結純資産額	百万円	76, 519	76, 280	78, 153	71, 648	76, 298
連結総資産額	百万円	1, 659, 794	1, 725, 723	1, 864, 159	1, 655, 775	1, 787, 467
1株当たり純資産額	円	429. 28	427.77	437. 91	401.72	427. 57
1株当たり中間純利益 金額	円	6. 26	12. 19	13. 03		_
1株当たり当期純利益 金額(△は1株当たり当 期純損失金額)	円	_	_	_	△16. 58	20. 02
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	_	_	_	_	_
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	_	_	_	_	_
自己資本比率	%	4. 58	4. 39	4. 16	4. 30	4. 24
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.34	9. 33	9. 54	9. 15	9. 30
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△957	49, 653	24, 495	23, 728	18, 272
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△37, 840	△48, 623	△26, 491	△20, 361	△66, 311
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△545	△535	△535	△1,091	△2, 071
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	43, 052	85, 174	32, 048	<u> </u>	_
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	_	<u> </u>	_	84, 678	34, 574
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,606 [407]	1, 633 [365]	1,629 [395]	1, 552 [407]	1, 569 [369]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 - 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に 基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 - 6. 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨 時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第105期中	第106期中	第107期中	第105期	第106期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	21, 718	20, 437	21, 383	43, 522	40, 181
経常利益(△は経常損失)	百万円	1, 029	3, 483	4, 081	△2, 039	6, 104
中間純利益	百万円	1,063	2, 057	2, 132	_	_
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	_	_	_	△3, 121	3, 260
資本金	百万円	19, 078	19, 078	19, 078	19, 078	19, 078
発行済株式総数	千株	177, 817	177, 817	177, 817	177, 817	177, 817
純資産額	百万円	74, 930	74, 399	75, 874	69, 917	74, 173
総資産額	百万円	1, 650, 980	1, 717, 011	1, 855, 718	1, 647, 413	1, 778, 973
預金残高	百万円	1, 431, 642	1, 525, 881	1, 629, 605	1, 483, 546	1, 612, 492
貸出金残高	百万円	1, 281, 295	1, 298, 309	1, 311, 673	1, 286, 612	1, 313, 583
有価証券残高	百万円	239, 724	270, 016	314, 889	216, 199	285, 878
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3. 00	6. 00	6. 00
自己資本比率	%	4. 53	4. 33	4. 08	4. 24	4. 16
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9. 33	9. 29	9. 47	9. 11	9. 24
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1, 495 [376]	1, 521 [339]	1, 518 [372]	1, 440 [377]	1, 458 [343]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
 - 4. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における 平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

	1 /9 4== 1 0 / 3 0 0 11 / 20 12
従業員数(人)	1, 629 [395]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員554人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- (2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
従業員数(人)	1,518 [372]

- (注) 1.従業員数は、嘱託及び臨時従業員512人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[] 内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

該当ありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

<金融経済環境>

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、景気が緩やかな回復傾向にある中で、依然としてデフレ経済の状況が続き、欧米経済の減速や後半の急激な円高により、先行きに対する不安感は払拭できない状況となりました。

当行が営業基盤とする愛媛県内の経済情勢におきましても、業種間や地域間でばらつきはあるものの、依然として厳しい環境が続きました。

<経営方針>

当行は、地域金融機関として地域の皆様に親しまれ、信頼される銀行として地域の発展ととも に歩んでまいりました。

「ふるさとの発展に役立つ銀行」、「たくましく発展する銀行」、「働きがいのある銀行」を経営理念として、コンプライアンス体制の確立とリスク管理体制の強化及びディスクロージャーの充実を図り、連結子会社を含めて自己責任原則に基づく健全・堅実経営に徹し、安定した収益基盤の確立に努めております。

<業績等>

このような状況にあって当行グループは、引き続きお客様第一主義の経営、地域経済に根ざした 様々な取り組みを行い、業績の向上に努めてまいりました。

経常収益は、債券運用が順調に推移したことから119億57百万円と、前年同期比6億70百万円増加しました。また、経常利益は前年同期比12億49百万円増加し26億54百万円、中間純利益は前年同期比3億13百万円増加し11億74百万円となり、順調に当初計画の利益を計上することができました。今後も、「最初に相談される銀行」という愛媛銀行ブランドの確立を目指し、お客様の利便性を重視した店舗展開を図るとともに、公共的使命と社会的責任を果たすため、金融サービス事業を通じて「ふるさと」に根ざした企業活動を実践してまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、第1四半期連結会計期間末比79億88百万円増加し、320億48百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は、預金、譲渡性預金の大幅な増加がありましたが、コールローンの増加により前年同期比333億70百万円減少し143億58百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

積極的に国債等債券の売買を実施したことから、投資活動により得られた資金は、前年同期 比261億54百万円増加し223億45百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

劣後特約付社債70億円の償還がありましたが、同額を発行したことから、財務活動により使用した資金は、前年同期と変わらず自己株式の取得による資金1百万円となりました。

国内 · 国際業務部門別収支

(業績説明)

第2四半期連結会計期間の資金運用収益は、金利低下を受けて79億79百万円となり、前第2四半期連結会計期間比5億63百万円減少しました。一方、資金調達費用も8億77百万円と金利低下により減少したものの、預金の大幅な増加を受けて減少額は2億86百万円となり、資金運用収支は、前第2四半期連結会計期間比2億78百万円減少の71億1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
性织	郑 冽	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次入海田加士	前第2四半期連結会計期間	6, 967	412	_	7, 379
資金運用収支	当第2四半期連結会計期間	6, 603	497	_	7, 101
5.4 次入実用収光	前第2四半期連結会計期間	8, 069	555	△81	8, 542
うち資金運用収益	当第2四半期連結会計期間	7, 440	611	△72	7, 979
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	1, 102	142	△81	1, 163
ノり貫金嗣廷貫用	当第2四半期連結会計期間	836	113	△72	877
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	444	18	_	463
仅伤 取 引 寺 収 义	当第2四半期連結会計期間	340	18	_	358
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間	975	22	_	997
収益	当第2四半期連結会計期間	807	23	_	831
うち役務取引等	前第2四半期連結会計期間	530	4	_	534
費用	当第2四半期連結会計期間	467	5	_	473
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	_	_		_
村足取引収又	当第2四半期連結会計期間	_		_	_
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	_		_	_
プの付足取り収益	当第2四半期連結会計期間				_
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間				_
プの付足取引負用	当第2四半期連結会計期間	_		_	_
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1, 271	88		1, 360
ての他来傍収又	当第2四半期連結会計期間	2,773	134	_	2, 908
プラモの世末幼	前第2四半期連結会計期間	1, 276	88	_	1, 365
収益	当第2四半期連結会計期間	2, 838	134	_	2, 973
ノりての世末の	前第2四半期連結会計期間	4	_	_	4
費用	当第2四半期連結会計期間	65	_	_	65

⁽注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、預り資産の販売が低調に推移したため、前第2四半期連結会計期間比1億66百万円減少して8億31百万円となり、一方、役務取引等費用は、支払保証料が減少したことから4億73百万円となりました。その結果、役務取引等収支合計は同比1億5百万円減少し、3億58百万円となりました。

1年 東京	#9.00	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	975	22	_	997
仅伤以引守以益	当第2四半期連結会計期間	807	23	_	831
うち預金・貸出	前第2四半期連結会計期間	308		_	308
業務	当第2四半期連結会計期間	239			239
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	290	21		312
プロ科督未務	当第2四半期連結会計期間	283	22	_	305
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	108			108
ノり証分関連未務	当第2四半期連結会計期間	63			63
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	164		_	164
アの八年未防	当第2四半期連結会計期間	155			155
うち保護預り・	前第2四半期連結会計期間	0			0
貸金庫業務	当第2四半期連結会計期間	0			0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	29	1		30
プの休証未務	当第2四半期連結会計期間	2	1		4
小	前第2四半期連結会計期間	530	4		534
役務取引等費用	当第2四半期連結会計期間	467	5	_	473
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	56	4	_	60
プロ対省未務	当第2四半期連結会計期間	55	4	_	60

⁽注) 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 ○預金の種類別残高(末残)

1年4万	#90(国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	1, 466, 655	58, 708	_	1, 525, 363
[[[]]] [] [] [] [] [] [] []	平成22年9月30日	1, 566, 745	61, 635	_	1, 628, 381
ると次動性語へ	平成21年9月30日	512, 854	_	_	512, 854
うち流動性預金	平成22年9月30日	544, 029			544, 029
うち定期性預金	平成21年9月30日	947, 512	_	_	947, 512
プロ圧別性頂金	平成22年9月30日	1, 016, 940	_	_	1, 016, 940
うちその他	平成21年9月30日	6, 288	58, 708	_	64, 996
プライツ他	平成22年9月30日	5, 774	61, 635	_	67, 410
溶油州	平成21年9月30日	57, 417			57, 417
譲渡性預金	平成22年9月30日	80, 021	_	_	80, 021
※ △ ⇒ L	平成21年9月30日	1, 524, 072	58, 708		1, 582, 780
総合計	平成22年9月30日	1, 646, 767	61, 635	_	1, 708, 403

- (注) 1 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引 であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 3 定期性預金=定期預金+定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

₩ 廷미	平成21年9月	30日	平成22年9月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1, 298, 372	100.00	1, 312, 037	100.00	
製造業	136, 445	10. 51	127, 774	9. 74	
農業、林業	3, 774	0. 29	3, 738	0. 28	
漁業	7, 265	0.56	5, 494	0.42	
鉱業、採石業、砂利採取業	453	0.04	291	0.02	
建設業	59, 740	4.60	52, 635	4. 01	
電気・ガス・熱供給・水道業	936	0.07	1, 511	0. 12	
情報通信業	8, 084	0.62	7, 385	0. 56	
運輸業、郵便業	131, 182	10. 10	139, 983	10.67	
卸売業、小売業	125, 640	9. 68	117, 169	8. 93	
金融業、保険業	19, 627	1.51	19, 026	1. 45	
不動産業、物品賃貸業	115, 762	8. 92	110, 269	8. 40	
各種サービス業	152, 023	11.71	151, 396	11. 54	
地方公共団体	73, 635	5. 67	98, 102	7. 48	
その他	463, 795	35. 72	477, 258	36. 38	
海外及び特別国際金融取引勘定分	_	_	_	_	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	
合計	1, 298, 372		1, 312, 037	_	

- (注) 1 「国内」とは、当行及び子会社で特別国際金融取引勘定分を除いたものであります。
 - 2 当行には海外店及び海外に子会社を有する子会社はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	15, 940	17, 857	1, 917
経費(除く臨時処理分)	10, 276	10, 609	333
人件費	5, 561	5, 833	272
物件費	4, 109	4, 138	29
税金	606	637	31
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5, 663	7, 248	1, 585
のれん償却額	_	_	_
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5, 663	7, 248	1, 585
一般貸倒引当金繰入額	113	△224	△337
業務純益	5, 549	7, 472	1, 923
うち債券関係損益	665	3, 041	2, 376
臨時損益	△2, 065	△3, 391	△1, 326
株式関係損益	187	△404	△591
不良債権処理損失	1,872	2,800	928
貸出金償却	843	1, 170	327
個別貸倒引当金純繰入額	1,028	1, 533	505
その他の債権売却損等	_	96	96
その他臨時損益	△380	△185	195
経常利益	3, 483	4, 081	598
特別損益	△52	△292	△240
うち固定資産処分損益	$\triangle 2$	△141	△139
税引前中間純利益	3, 431	3, 789	358
法人税、住民税及び事業税	426	2, 147	1,721
法人税等調整額	947	△491	△1, 438
法人税等合計	1, 374	1,656	282
中間純利益	2, 057	2, 132	75

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が 臨時損益に計上されるため、業務費用から控除されるものであります。
 - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託 運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却
 - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

		前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回 ①		2. 09	1.84	△0. 25
(イ)貸出金利回		2. 44	2. 25	△0. 19
(口)有価証券利回		1. 33	1. 11	△0. 22
(2) 資金調達原価 ②		1.61	1.50	△0.11
(イ)預金等利回		0. 25	0. 17	△0.08
(口)外部負債利回		1.72	1. 11	△0. 61
(3) 総資金利鞘 ①	-2	0.48	0. 34	△0. 14

⁽注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引 勘定分等は含めておりません。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	15. 65	19. 26	3. 61
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	15. 65	19. 26	3. 61
業務純益ベース	15. 33	19. 86	4. 53
中間純利益ベース	5. 68	5. 67	△0.01

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	1, 525, 881	1, 629, 605	103, 724
預金(平残)	1, 472, 488	1, 555, 201	82, 713
貸出金(末残)	1, 298, 309	1, 311, 673	13, 364
貸出金(平残)	1, 280, 247	1, 308, 153	27, 906

(2) 個人·法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	1, 036, 134	1, 073, 918	37, 784
法人	489, 746	555, 686	65, 940
合計	1, 525, 881	1, 629, 605	103, 724

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

^{2 「}外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	333, 086	332, 756	△330
住宅ローン残高	295, 363	298, 554	3, 191
その他ローン残高	37, 722	34, 202	△3, 520

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1)	百万円	1, 013, 719	975, 008	△38, 711
総貸出金残高	2	百万円	1, 298, 309	1, 311, 673	13, 364
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	78. 07	74. 33	△3. 74
中小企業等貸出先件数	3	件	98, 125	94, 549	△3, 576
総貸出先件数	4	件	98, 364	94, 802	△3, 562
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 75	99. 73	△0.02

- (注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円) 以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人) 以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	全計期間	当中間会計期間		
1里秋	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
手形引受			_	_	
信用状	74	380	70	290	
保証	1, 664	10, 118	1, 450	8, 466	
∄ +	1, 738	10, 498	1, 520	8, 757	

⁽注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項) による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承 諾見返を相殺しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

	項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
	垻 日		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		19, 078	19, 078
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		13, 213	13, 213
	利益剰余金		32, 999	35, 716
	自己株式(△)		203	211
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)		531	531
	その他有価証券の評価差損 (△)		_	_
	為替換算調整勘定		_	_
基本的項目	新株予約権		_	_
(Tier 1)	連結子法人等の少数株主持分		433	528
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合等により計上される無形固定資産相当			
	額 (△)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)		41	41
	計	(A)	64, 948	67, 753
	うちステップ・アップ金利条項付の			
	優先出資証券(注1)		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の		F 650	F F0F
	差額の45%相当額		5, 650	5, 585
	一般貸倒引当金		8, 965	9, 550
補完的項目	負債性資本調達手段等		26, 300	25, 100
(Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		26, 300	25, 100
	計 		40, 916	40, 235
	うち自己資本への算入額	(B)	38, 899	37, 580
控除項目	控除項目(注4)	(C)	9	_
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	103, 838	105, 333
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目		1, 031, 963	1, 024, 660
, , , , , ,	オフ・バランス取引等項目		10, 705	11,665
	信用リスク・アセットの額	(E)	1, 042, 668	1, 036, 326

	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	69, 113	66, 812
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	5, 529	5, 344
	計(E)+(F)	(H)	1, 111, 781	1, 103, 138
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)			9. 33	9. 54
(参考) Tier 1 比率=A/H×100 (%)			5. 84	6. 14

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

	伍口		平成21年9月30日	平成22年9月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		19,078	19, 078
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本準備金		13, 213	13, 213
	その他資本剰余金		_	_
	利益準備金		5, 284	5, 497
	その他利益剰余金		26, 342	28, 482
	その他		_	_
	自己株式(△)		203	211
	自己株式申込証拠金		_	_
基本的項目	社外流出予定額 (△)		531	531
	その他有価証券の評価差損 (△)		_	_
(Tier 1)	新株予約権		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額 (△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額			
	(△)		_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)		41	41
	計	(A)	63, 143	65, 487
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		_	_
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		5, 650	5, 585
	一般貸倒引当金		8, 486	8,858
14.44.44.75 D	負債性資本調達手段等		26, 300	25, 100
補完的項目	うち永久劣後債務(注2)		_	
(Tier 2)	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		26, 300	25, 100
	計		40, 436	39, 544
	うち自己資本への算入額	(B)	38, 803	37, 477
控除項目	控除項目(注4)	(C)	9	-
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	101, 937	102, 965
	資産(オン・バランス)項目	(1)	1, 024, 270	1, 016, 301
	オフ・バランス取引等項目		10, 705	11, 665
17 h	信用リスク・アセットの額	(E)	1, 034, 976	1, 027, 966
リスク・ アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) /8%)	(F)	61, 486	58, 711
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	4,918	4, 696
	計 (E) + (F)	(H)	1, 096, 463	1, 086, 678
単体自己資本比率	国内基準)=D/H×100(%)	(11/	9. 29	9. 47
	公率=A/H×100 (%)		5. 75	6. 02
	540条第2項に掲げるもの	アップ/		

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第41条第 1 項第 3 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに 掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日	
惧惟の心ガ	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	110	116	
危険債権	310	326	
要管理債権	85	79	
正常債権	12, 651	12, 760	

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除 却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500, 000, 000
計	500, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	177, 817, 664	同左	(市場第1部) 大阪証券取引所	完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない当行におけ る標準となる株式。 単元株式数は、1,000株。
1111	177, 817, 664	同左	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日 ~平成22年9月30日	_	177, 817	_	19, 078, 883		13, 213, 941

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

		T/1X22-	<u> </u>
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9, 627	5. 41
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9, 467	5. 32
株式会社 みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3一3	5, 394	3. 03
愛媛銀行行員持株会	愛媛県松山市勝山町2丁目1	4, 837	2.72
大王製紙 株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号	3, 753	2. 11
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	2, 999	1.68
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26一1	2, 795	1. 57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2, 657	1.49
株式会社 大和証券グループ 本社	東京都千代田区丸の内1丁目9一1	2, 292	1.28
株式会社 名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目19-17	2, 291	1. 28
計	_	46, 114	25. 93

- (注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。
 - ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口4)

19,094千株。

・日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

2,657千株。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	
議決権制限株式(その他)	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	(自行保有株式) 普通株式 558,000	_	権利内容に何ら限定のない当行にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 175, 932, 000	175, 932	同上
単元未満株式	普通株式 1,327,664		同上
発行済株式総数	177, 817, 664		
総株主の議決権	_	175, 932	_

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株(議決権 1個) 含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が 1個含まれております。
 - 2 単元未満株式には当行所有の自己株式763株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (㈱愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁 目1番地	558, 000	_	558, 000	0. 31
計	_	558, 000	_	558, 000	0. 31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	279	265	257	253	232	229
最低(円)	258	222	221	221	215	217

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員該当事項なし。

(2) 退任役員該当事項なし。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役頭取付	取締役高松支店長	関谷 達郎	平成22年8月1日
取締役審査第一部長	取締役個人ローン部長	木原 盛展	平成22年8月1日
取締役審査第二部長兼 船舶ファイナンス室長	取締役審査部長	日野 満	平成22年8月1日
取締役宇和島支店長兼 宇和島新町支店長	取締役宇和島支店長	遠藤明弘	平成22年8月1日
取締役宇和島支店長兼 宇和島新町出張所長	取締役宇和島支店長兼 宇和島新町支店長	遠藤明弘	平成22年9月27日

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を 行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表 を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資 産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に 準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等 規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月 30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

			前連結会計年度の
	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	90, 594	35, 485	38, 013
コールローン及び買入手形	12, 387	153, 670	101, 279
買入金銭債権	174	106	132
商品有価証券	105	88	87
有価証券	%1, %7, %8, %13 269, 516	%1, %7, %8, %13 314, 235	%1, %7, %8, %13 285, 322
貸出金	%2, %3, %4, %5, %6, %9 1, 298, 372	%2, %3, %4, %5, %6, %9 1, 312, 037	%2, %3, %4, %5, %6, %9 1, 313, 540
外国為替	% 6 6, 481	% 6 3, 424	% 6 2,920
リース債権及びリース投資資産	6, 846	6, 251	6, 580
その他資産	※ 7 6, 475	※ 7 7, 124	※ 7 6, 296
有形固定資産	% 10, % 11 30, 860	% 10, % 11 30, 543	% 10, % 11 30, 880
無形固定資産	968	822	966
繰延税金資産	10, 209	10, 027	9, 669
支払承諾見返	10, 498	8, 757	9, 578
貸倒引当金	△17, 766	△18, 415	△17, 800
資産の部合計	1, 725, 723	1, 864, 159	1, 787, 467
負債の部			
預金	% 7 1, 525, 363	*7 1,628,381	※ 7 1,611,715
譲渡性預金	57, 417	80, 021	35, 201
借用金	*12 25, 186	% 7, % 12 35, 800	※ 12 24, 274
外国為替	10	7	6
社債	^{*13} 13,000	^{*13} 13, 000	%13 13,000
その他負債	11, 784	13, 926	11, 204
役員賞与引当金	_	_	40
退職給付引当金	100	39	43
役員退職慰労引当金	295	326	323
利息返還損失引当金	58	75	75
睡眠預金払戻損失引当金	54	58	58
再評価に係る繰延税金負債	*10 5, 673	※ 10 5, 611	※ 10 5, 647
支払承諾	10, 498	8, 757	9, 578
負債の部合計	1, 649, 443	1, 786, 005	1, 711, 168
純資産の部			
資本金	19, 078	19,078	19, 078
資本剰余金	13, 213	13, 213	13, 213
利益剰余金	32, 999	35, 716	33, 884
自己株式	△203	△211	△207
株主資本合計	65, 088	67, 797	65, 968
その他有価証券評価差額金	3,870	3, 026	2, 976
繰延ヘッジ損益		_	0
土地再評価差額金	×10 6,882	*10 6, 801	^{**10} 6, 855
評価・換算差額等合計	10, 753	9, 827	9, 831
少数株主持分	438	528	498
純資産の部合計	76, 280	78, 153	76, 298
負債及び純資産の部合計	1, 725, 723	1, 864, 159	1, 787, 467

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	22, 187	23, 046	43, 813
資金運用収益	17, 301	16, 414	34, 367
(うち貸出金利息)	15, 378	14, 385	30, 425
(うち有価証券利息配当金)	1,698	1, 779	3, 475
役務取引等収益	1,993	1, 687	3, 728
その他業務収益	2, 165	4, 615	4, 446
その他経常収益	726	328	1, 271
経常費用	18, 527	18, 669	37, 267
資金調達費用	2, 320	1, 784	4, 415
(うち預金利息)	1,874	1, 371	3, 523
役務取引等費用	1,079	944	2, 125
その他業務費用	14	84	12
営業経費	11, 856	12, 121	23, 530
その他経常費用	<u>*1</u> 3, 255	% 1 3, 734	※ 1 7, 183
経常利益	3, 659	4, 376	6, 546
特別利益	21	9	127
固定資産処分益	3	0	3
償却債権取立益	17	8	123
その他の特別利益	0	0	0
特別損失	72	300	162
固定資産処分損	5	141	39
減損損失	※ 2 66	※ 2 93	※ 2 122
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		65	_
税金等調整前中間純利益	3, 608	4, 086	6, 510
法人税、住民税及び事業税	437	2, 228	766
法人税等調整額	992	△491	2, 115
法人税等合計	1, 429	1, 737	2, 882
少数株主損益調整前中間純利益		2, 348	
少数株主利益	17	37	77
中間純利益	2, 161	2, 311	3, 550

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	19, 078	19, 078	19, 078
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	19, 078	19, 078	19, 078
資本剰余金			
前期末残高	13, 213	13, 213	13, 213
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	_	_	_
当中間期末残高	13, 213	13, 213	13, 213
利益剰余金			
前期末残高	31, 355	33, 884	31, 355
当中間期変動額			
剰余金の配当	△531	△531	△1,063
中間純利益	2, 161	2, 311	3, 550
自己株式の処分	$\triangle 0$	$\triangle 0$	$\triangle 0$
土地再評価差額金の取崩	14	53	41
当中間期変動額合計	1,643	1,832	2, 528
当中間期末残高	32, 999	35, 716	33, 884
自己株式			
前期末残高	△199	△207	△199
当中間期変動額			
自己株式の取得	$\triangle 3$	$\triangle 5$	△8
自己株式の処分	0	1	0
当中間期変動額合計	$\triangle 3$	$\triangle 4$	△8
当中間期末残高	△203	△211	△207
株主資本合計			
前期末残高	63, 448	65, 968	63, 448
当中間期変動額			
剰余金の配当	△531	△531	△1,063
中間純利益	2, 161	2, 311	3, 550
自己株式の取得	$\triangle 3$	$\triangle 5$	△8
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	14	53	41
当中間期変動額合計	1,640	1,828	2, 520
当中間期末残高	65, 088	67, 797	65, 968

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	884	2, 976	884
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2, 986	50	2, 091
当中間期変動額合計	2, 986	50	2, 091
当中間期末残高	3, 870	3, 026	2,976
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	_	0	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		$\triangle 0$	0
当中間期変動額合計	_	$\triangle 0$	0
当中間期末残高	_	_	0
土地再評価差額金			
前期末残高	6, 896	6, 855	6, 896
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△14	△53	△41
当中間期変動額合計	△14	△53	△41
当中間期末残高	6, 882	6, 801	6, 855
評価・換算差額等合計		-,	-,
前期末残高	7, 781	9, 831	7, 781
当中間期変動額	1,101	0,001	1,101
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2, 971	$\triangle 3$	2,050
当中間期変動額合計	2, 971	△3	2,050
当中間期末残高			
	10, 753	9, 827	9, 831
少数株主持分 前期末残高	410	400	410
当中間期変動額	419	498	419
サーロガを動領 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	19	30	79
当中間期変動額合計	19	30	79
	_		
当中間期末残高	438	528	498
純資産合計	5 4 040	50.000	5 1 010
前期末残高	71, 648	76, 298	71, 648
当中間期変動額	A F21	A F01	A 1 000
剰余金の配当	△531	△531	△1,063
中間純利益 自己株式の取得	2, 161 △3	2, 311 △5	3, 550 △8
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	14	53	41
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2, 991	26	2, 129
当中間期変動額合計	4, 631	1,855	4, 650
当中間期末残高	76, 280	78, 153	76, 298

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	3, 608	4, 086	6, 510
減価償却費	464	479	974
減損損失	66	93	122
貸倒引当金の増減 (△)	392	615	426
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	$\triangle 1$	$\triangle 40$	38
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△147	$\triangle 4$	△203
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△155	3	△127
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	-	_	3
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	1	$\triangle 0$	18
資金運用収益	△17, 301	△16, 414	△34, 367
資金調達費用	2, 320	1, 784	4, 415
有価証券関係損益(△)	△853	△2, 636	△1, 124
為替差損益(△は益)	$\triangle 2$	$\triangle 5$	△6
固定資産処分損益(△は益)	2	161	35
商品有価証券の純増(△)減	28	△1	47
貸出金の純増(△)減	△12, 098	1, 502	△27, 265
預金の純増減(△)	42, 299	16, 665	128, 651
譲渡性預金の純増減(△)	23, 905	44, 820	1,688
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	1, 417	11, 525	1, 505
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△5, 039	1	△3, 058
コールローン等の純増(△)減	△3, 339	△52, 364	△92, 189
外国為替(資産)の純増(△)減	△2, 889	△503	671
外国為替(負債)の純増減(△)	3	0	Δ1
資金運用による収入	17, 424	16, 722	34, 315
資金調達による支出	△2, 420	△1,844	△4, 454
その他	2, 201	527	△166
小計	49, 890	25, 176	16, 462
法人税等の還付額(△は支払額)	△237	△681	1, 809
営業活動によるキャッシュ・フロー	49, 653	24, 495	18, 272
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△170, 440	△226, 694	△258, 949
有価証券の売却による収入	47, 974	161, 440	97, 463
有価証券の償還による収入	74, 349	39, 003	96, 295
有形固定資産の取得による支出	△564	△314	△1, 119
有形固定資産の売却による収入	96	106	205
無形固定資産の取得による支出	△39	△32	△206
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48, 623	△26, 491	△66, 311
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	_	_	△1,000
劣後特約付社債の発行による収入	_	7,000	6,000
劣後特約付社債の償還による支出	-	△7, 000	△6,000
配当金の支払額	△531	△531	△1, 062
少数株主への配当金の支払額	$\triangle 0$	$\triangle 0$	$\triangle 0$
自己株式の取得による支出	$\triangle 3$	△5	△8
自己株式の売却による収入	0	1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△535	△535	△2,071
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	5	6
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	496	△2, 526	△50, 103
現金及び現金同等物の期首残高	84, 678	34, 574	84, 678
現金及び現金同等物の中間期末残高	<u>*1</u> 85, 174	※ 1 32, 048	% 1 34, 574

	24-1-110-1-4-1- A 31 Halla	W + HB) + W V ST HB BB	
	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) ひス株の会株でひトえ株非社資のド限イるひ資同一名非産益)見ジ)囲のに妨乏からな出来の会株でひトえ株非社資のド限イるひ資同一名非産益)見ジ)囲のに妨乏からなれば、おいい、は、大人の大人の大人と、大人の大人と、大人の大人と、大人の大人と、大人の大人と、大人の大人と、大人の大人と、大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大	(1) ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	連本の大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
2 持分法の適用に関 する事項	持分法適用の非連結子会社 4社 会社名	持分法適用の非連結子会社 3社 会社名	持分法適用の非連結子会社 3社 会社名
の **女フ入*! の/中	・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップ者 ・有限会社愛媛シップ者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド 投資事業有限責任組合 ・合同会社姫原プロパティーズを営業者とする 匿名組合	・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合	・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファ ンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者と する匿名組合 ・えひめガイヤファンド 投資事業有限責任組合
3 連結子会社の(中 間)決算日等に関す る事項	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 6社	同左	連結子会社の決算日は次 のとおりであります。 3月末日 6社

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は 移動平均法により算定) により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左
	(2) では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(2) では、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、こと	(2) では、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、こと
	(ロ)有価証券運用を主目 的とする単独運用の金 銭の信託において信託 財産として運用されて いる有価証券の評価 は、時価法により行っ ております。	す。 (ロ) 同 左	す。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(4) 減 (4) 減 (4) 減 (力法産 (力法産 (力) ((4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(4) 減価情報 (4) 減価情報 (5) (4) 減価情報 (5) (4) 減価有形を定く) 産法(4) 減価有形を定く) 産法(4) 減価情報 (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
・無形を固により、無質を関する。 無質により、 一(リー、し、ウ当で間を を関いた。 一、し、ウ当で間を を関いた。 一、し、ウ当で間を ではおり、 ではおり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	② 無形固定資産(リース資産を除く)同 左	② 無形を固めるとの 無形を固は却おト、し、ウ当る等間を を固は却おト、し、ウ当る等間は 変にでは、し、ウ当る等間が を関ばなフはさ法を の法り利にび社めとて になるとでして が、ではない。 が、ではない。 が、ではない。 が、ではない。 が、ではない。 ではない。 が、ではない。 ではない。 が、ではない。 ではない。 が、ではない。 ではないない。 ではない。 では
③ イ引資定資を額すに契取当しはすのでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 の一人のでは、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のののでは、 ののでは、 のでは、 ののでは、	③ リース資産 同 左	却しております。 ③ リース資産 同 左

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 平成21年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者に係る債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断し 必要と認める額を計上し ております。

上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、本部査定 部署が二次査定を実施し た後、当該部署から独立 した資産監査部署が査定 結果を監査しており、そ の査定結果に基づいて上 記の引当を行っておりま す。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可 能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込 額として債権額から直接 減額しており、その金額 は親会社17,762百万円、 連結子会社597百万円で あります

当中間連結会計期間 平成22年4月1日 (自

平成22年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以

下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下 「破綻懸念先」とい う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しておりま

上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、本部査定 部署が二次査定を実施し た後、当該部署から独立 した資産監査部署が査定 結果を監査しており、そ の査定結果に基づいて上 記の引当を行っておりま

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可 能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込 額として債権額から直接 減額しており、その金額 は親会社17,415百万円、 連結子会社583百万円で あります

前連結会計年度 平成21年4月1日 (自 平成22年3月31日)

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下 「破綻懸念先」とい う。) に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しておりま

上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、本部査定 部署が二次査定を実施し た後、当該部署から独立 した資産監査部署が査定 結果を監査しており、そ の査定結果に基づいて上 記の引当を行っておりま

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可 能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込 額として債権額から直接 減額しており、その金額 は親会社15,746百万円、 連結子会社601百万円で <u>あり</u>ます

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
連結子会性情報を 連結子会債便の等を をは過失した。 を付ける をのに回収引き はにする をでのは をでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	連結子会社の貸倒引当 金は、一般債実績率等額 をは過去の貸倒懸念債権等額 を、貸倒懸念債権等値 を、債権に可能性を勘案 で債権に可能性を勘案れの に回収不能見ではいる の引き当ております。 (6)役員 基準 同左	連結子会には、
(7) 基準退員のお年き末とて勤の以。過 「2) 基準退員のお年き末とて勤の以。過 「3) 基準退員のお年き末とて勤の以。過 「4) 基準と関連のは備年ででは、計方りの平のし額・発均一で法を翌費お付会給見連発る。び用り務業期(よ用の年員間主るし発度的、は一般では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(7) 基準、関連の関係に対して、関係に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	上 従る末及基で勤の以。発均一て法 各生残定5に、連用 かる正会年で に割と会表ま上 従る末及基で勤の以。発均一て法 各生残定5に、連用 かる正会年で に割と会表ま

7		
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
(8) 役員退職慰労引当金の 計上基準	(8) 役員退職慰労引当金の 計上基準	(8) 役員退職慰労引当金の 計上基準
7	日本年 同 左	1 工 工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工
は、役員への退職慰労金	[F4 ZL	は、役員への退職慰労金
の支払いに備えるため、		の支払いに備えるため、
役員に対する退職慰労金		役員に対する退職慰労金
の支給見積額のうち、当		の支給見積額のうち、当
中間連結会計期間末まで		連結会計年度末までに発
に発生していると認めら れる額を計上しておりま		生していると認められる 額を計上しております。
す。		傾在日上してわりより。
(9) 利息返還損失引当金の	(9) 利息返還損失引当金の	(9) 利息返還損失引当金の
計上基準	計上基準	計上基準
利益返還損失引当金	同左	同左
は、将来の利息返還損失		
に備えるため、過去の返		
選実績を踏まえ、かつ最 近の返還状況を考慮する		
等により返還額を合理的		
に見積もり、計上してお		
ります。		
(10)睡眠預金払戻損失引当	(10)睡眠預金払戻損失引当	(10)睡眠預金払戻損失引当
金の計上基準	金の計上基準	金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当 金は、負債計上を中止し	同左	同 左
を		
からの払戻請求に備える		
ため、将来の払戻請求に		
応じて発生する損失を見		
積り必要と認める額を計		
上しております	(11) 从化本次文 左左。故	(11) 相似独立 九唐亦析
(11)外貨建資産・負債の換 算基準	(11)外貨建資産・負債の換 算基準	(11)外貨建資産・負債の換 算基準
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 昇基中 当行の外貨建資産・負
債は、中間連結決算日の	[F4 ZL	債は、連結決算日の為替
為替相場による円換算額		相場による円換算額を付
を付しております。		しております。
(12)リース取引の処理方法	(12)リース取引の処理方法	(12)リース取引の処理方法
当行及び連結子会社の		
所有権移転外ファイナン ス・リース取引のうち、		
リース取引開始日が平成		
20年4月1日前に開始す		
る連結会計年度に属する		
ものについては、通常の		
賃貸借取引に準じた会計		
処理によっております。 (13)重要なヘッジ会計の方	(19) 舌亜ねへ …ご合型の十	(19) 垂画 わぇ …ご合乱の十
(13) 重要なペッン会計の方 法	(13)重要なヘッジ会計の方 法	(13)重要なヘッジ会計の方 法
(イ)金利リスクヘッジ	同左	同左
当行は業務運営方針に	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
リスク管理基準を設定し		
て厳格に運用を行ってお		
り、そのうちヘッジ会計 の方法は、一部の資産・		
日 の方伝は、一部の資産・ 負債に金利スワップの特		
例処理を行っておりま		
す。		

	24 T PA 17 4 T T PA	717 T BB7 T 71 T 7 T 119 BB	263471. A 31.64-
	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(中国のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学	(14) 中即富处之 12 12 12	
		(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュる資金の範囲 中間連結キャッシュる資金の範囲は、中間連結構対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	
	(15)消費税等の会計処理 当行及び地方子費社の 消費税及び地方書として 活費税及び地方としり 法方式によっており でし、有形固定資費 等に係る、当中間連結っており ます。	(15)消費税等の会計処理 同 左	(15)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社 消費税及び地方消等と、 消費下、合計処理は う。)の会計処理はよっ として税抜方式に おります。 ただし、有形固定費機 に係る控除対象計年度 に係る、当連結会計年ります。
	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係って、所述のでは、対して、ののでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	(16)税効果会計に関する事 項 同 左	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書に おける資金の範囲	中間連結キャッシュ・ 中間連結キャッシュ・ フロー計算書における資 金の範囲は、中間連結貸 借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び日本 銀行への預け金でありま す。		連結キャッシュ・フロー計算書における資金の 範囲は、連結貸借対照表 上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への 預け金であります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日) (連結の範囲に関する適用指針)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日) (連結の範囲に関する適用指針)
「連結財務諸表における子会		「連結財務諸表における子会
社及び関連会社の範囲の決定に		社及び関連会社の範囲の決定に
関する適用指針」(企業会計基		関する適用指針」(企業会計基
準適用指針第22号平成20年5月		準適用指針第22号平成20年5月
13日)が平成20年10月1日以後		13日)が平成20年10月1日以後
開始する連結会計年度から適用		開始する連結会計年度から適用
されることになったことに伴		されることになったことに伴
い、当中間連結会計期間から同		い、当連結会計年度から同適用
適用指針を適用しております。		指針を適用しております。な
なお、連結財務諸表に与える影		お、連結財務諸表に与える影響
響はありません。		はありません。
		(金融商品に関する会計基準)
		当連結会計年度末から「金融
		商品に関する会計基準」(企業
		会計基準第10号平成20年3月10
		日)及び「金融商品の時価等の
		開示に関する適用指針」(企業
		会計基準適用指針第19号平成20
		年3月10日)を適用しておりま
		す。これによる連結財務諸表への影響は軽微でなります。
		の影響は軽微であります。 (持分法に関する会計基準)
		「持分法に関する云訂基準)
		(企業会計基準第16号平成20年
		3月10日公表分)及び「持分法
		適用関連会社の会計処理に関す
		る当面の取扱い」(実務対応報
		告第24号平成20年3月10日)が
		平成22年3月31日以前に開始す
		る連結会計年度から適用できる
		ことになったことに伴い、当連
		結会計年度から同会計基準及び
		同実務対応報告を適用しており
		ます。これによる損益への影響
		はありません。
	(資産除去債務に関する会計基	
	準)	
	当中間連結会計期間から「資	
	産除去債務に関する会計基準」	
	(企業会計基準第18号平成20年	
	3月31日)及び「資産除去債務 に関する会計基準の適用指針」	
	(企業会計基準の週用指針) (企業会計基準適用指針第21号	
	(企業云計基準週用指針第21号 平成20年3月31日) を適用して	
	一	
	これにより、経常利益は4百	
	万円、税金等調整前中間純利益	
	は70百万円減少しております。	
	また、会計基準等の適用開始に	
	よる資産除去債務の変動額は20	
	百万円であります。	
	ロルコトめソみす。	<u> </u>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
	(中間連結損益計算書関係)
	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準
	第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用
	語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正す
	る内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の
	適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損
	益調整前中間純利益」の科目を表示しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末

(亚成91年 0 日30日)

(十)及21平3万30日)			
※ 1	有価証券には、	非連結子会社	
の出資金395百万円を含んでお			
	n ナナ		

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,378百万円、延滞債権額は38,625百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った不計上 貸出金」という。)のうち、、 貸出金」という。)のうち、、 賃出金」という。)のうち、、 りのうち、等97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は970百万円でありま す。

> なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) 1 有価証券には、非連結子会社

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の出資金315百万円を含んでお ります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は5,517百万円、延滞債権額は 39,657百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の取 由により元本又は利息の取立の とは弁済の見込みがないもの で未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った不計 貸出金」という。)のうちと 貸出金」という。)のうちと 人税法施行令(昭和40年政の り7号)第96条第1項第3号のは り7号)第96条第1項第3号のは 項第4号に規定する事由が でいる貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は263百万円でありま す。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の出資金350百万円を含んでお ります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は5,206百万円、延滞債権額は 38,550百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の取立と 日により元本又は利息の取立の とて未収利息を計上しなかないもの はて未収利息を計上しなかかま 位置出金(貸倒償却を行った不計上 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。 りのうち、 りのうまでに掲げる事由 がよ がないまでに掲げる事由が生じ でいる貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は784百万円でありま す。

> なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は8,121百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 52,095百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりきます。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法でもりますが、その額面金額は、13,146百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,427百万円 担保資産に対応する債務

預金 2,278百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保として、有価証券 41,653百万円を差し入れており ます。

また、その他資産のうち保証 金は230百万円であります。

※8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,312百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は8,166百万円でありま す。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 53,605百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりきす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売り担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,224百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15,533百万円 担保資産に対応する債務

預金 2,112百万円 借用金 10,800百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保として、有価証券 40,635百万円を差し入れており ます。

また、その他資産のうち保証 金は194百万円であります。

※8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,258百万円であります。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は8,929百万円でありま す。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 53,470百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりきす。これにより受け入れた売ます。これにより受け入れた売りまび買入外国為替は、売り担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,837百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,421百万円 担保資産に対応する債務

預金 2,591百万円 上記のほか、為替決済の取引 の担保として、有価証券41,120 百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証 金は230百万円であります。

※8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,298百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

※9 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契申 は、顧客からの融資実行の規定 は、顧客からの融資実行の規定 は、一定の限度額まで資金を でででして違反が金を ります。これらの契約に係る 資未実行残高は、180,726百 円であります。このうち原契は 期間が1年以内のもの(又能 意の時期に無条件で取消可り もの)が179,971百万円あります。

> なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内) 手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

(9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契申は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規ないで違反がた条件について違反が資金で入り、一定の限度額まで資資であります。これらの契約に係る政策をあります。これらの契約に係る所関であります。このうち原契に関係であります。このうち原契はは、180,797年期間が1年以内のもの(又によの)が179,612百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内) 手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

(9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規を受けた場合に、違反が資金で入り、一定の限度額まで資資でを登ります。これらの契約に係る政策をあります。これらの契約に係る政策をあります。このうち契約に関係の時期に無条件で取消可能なもの)が180,327百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 がつけられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続きに基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置 等を講じております。

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行の事業用 の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に 係る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として負債の 部に計上し、これを控除した金 額を「土地再評価差額金」とし て純資産の部に計上しておりま す。

> 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

> 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,011百万円下回っております。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

18,908百万円

- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,300百万円が含まれており ます。
- ※13 社債は、劣後特約付社債 13,000百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行の事業用 の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に 係る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として負債の 部に計上し、これを控除した金 額を「土地再評価差額金」とし て純資産の部に計上しておりま す。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,356百万円下回っております。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

18,625百万円

- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金12,300百万円が含まれており ます。
- ※13 社債は、劣後特約付社債 13,000百万円であります。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行の事業用 の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に 係る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として負債の 部に計上し、これを控除した金 額を「土地再評価差額金」とし て純資産の部に計上しておりま す。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を9,969百万円下回っております

※11 有形固定資産の減価償却累計額

19,202百万円

- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金12,300百万円が含まれており
- ※13 社債は、劣後特約付社債 13,000百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却1,186百万円、貸倒引当金 繰入額1,181百万円及び株式等 償却131百万円を含んでおりま す。
- ※2 継続的な地価の下落により、 以下の資産グループについて帳 簿価額を回収可能額まで減額 し、当該減少額66百万円を減損 損失として特別損失に計上して おります。

区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 19百万円 (うち土地19百万円)

 区分
 営業用資産

 地域
 中四国地域

 主な用途
 一

 種類
 社宅

種類 社宅 減損損失 13百万円 (うち土地13百万円)

区分

 地域
 中四国地域

 主な用途
 一

 種類
 営業店

 減損損失
 33百万円

(うち土地33百万円)

営業用資産

資産のグルーピングの方法 は、管理会計上の最小区分であ る営業店単位(ただし出張所は 母店にグルーピング)で行って おります。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」 (国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却1,333百万円、貸倒引当金 繰入額1,408百万円及び株式等 償却275百万円を含んでおりま す。
- ※2 継続的な地価の下落により、 以下の資産グループについて帳 簿価額を回収可能額まで減額 し、当該減少額93百万円を減損 損失として特別損失に計上して おります。

 区分
 遊休資産

 地域
 中四国地域

 主な用途
 一

 種類
 土地

 減損損失
 48百万円

(うち土地48百万円) 区分 営業用資産 地域 中四国地域 主な用途 一

五次 種類 社宅 減損損失 9百万円 (うち土地9百万円)

区分 営業用資産 地域 中四国地域 主な用途 一 種類 営業店 減損損失 35百万円 (うち土地35百万円)

資産のグルーピングの方法 は、管理会計上の最小区分であ る営業店単位(ただし出張所は 母店にグルーピング)で行って おります。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

- 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
- ※1 その他の経常費用には、貸出 金償却3,640百万円、株式等償 却565百万円及び株式等売却損 287百万円を含んでおります。
- ※2 継続的な地価の下落により、 以下の資産グループについて帳 簿価額を回収可能額まで減額 し、当該減少額122百万円を減 損損失として特別損失に計上し ております。

区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 122百万円 (うち土地 122百万円)

資産のグルーピングの方法 は、管理会計上の最小区分であ る営業店単位(ただし出張所は 母店にグルーピング)で行って おります。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177, 817	_	_	177, 817	
合計	177, 817	_	_	177, 817	
自己株式					
普通株式	508	14	0	523	(注)
合計	508	14	0	523	

(単位:千株)

- (注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項なし。
- 3. 配当に関する事項
- (1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	531	3. 00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月20日 取締役会	普通株式	531	利益剰余金	3. 00	平成21年 9月30日	平成21年 12月 4 日

Ⅱ当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177, 817		_	177, 817	
合計	177, 817	_	_	177, 817	
自己株式					
普通株式	540	21	2	558	(注)
合計	540	21	2	558	

(単位:千株)

- (注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項なし。
- 3. 配当に関する事項
- (1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	531	3. 00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月26日 取締役会	普通株式	531	利益剰余金	3.00	平成22年 9月30日	平成22年 12月3日

Ⅲ前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177, 817	_	_	177, 817	
合計	177, 817			177, 817	
自己株式					
普通株式	508	31	0	540	(注)
合計	508	31	0	540	

- (注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項なし。
- 3. 配当に関する事項
- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	531	3. 00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月20日 取締役会	普通株式	531	3. 00	平成21年9月30日	平成21年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	531	利益剰余金	3. 00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年		
(自 平成21年4月)	1 目	(自 平成22年4月	1 目	(自 平成21年4月1日		
至 平成21年9月3	0日)	至 平成22年9月	30日)	至 平成22年3月31日)		
※1 現金及び現金同等物	めの中間期	※1 現金及び現金同等	物の中間期	※1 現金及び現金同等	等物の期末残	
末残高と中間連結貸借対界	照表に掲記	末残高と中間連結貸借対	照表に掲記	高と連結貸借対照表に	掲記されてい	
されている科目の金額との	り関係	されている科目の金額と	の関係	る科目の金額との関係		
(単位	(単位:百万円)		(単位:百万円)		位:百万円)	
平成21年9月30日現在		平成22年9月30日現在		平成22年3月31日現	在	
現金預け金勘定	90, 594	現金預け金勘定	35, 485	現金預け金勘定	38, 013	
定期預け金	$\triangle 73$	定期預け金	$\triangle 73$	定期預け金	$\triangle 73$	
その他の預け金	△5, 345	その他の預け金	△3, 363	その他の預け金	△3, 365	
現金及び現金同等物	85, 174	現金及び現金同等物	32, 048	現金及び現金同等物	34, 574	

(リース取引関係)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日)1 ファイナンス・リース取引	至 平成22年9月30日) 1 ファイナンス・リース取引	至 平成22年3月31日) 1 ファイナンス・リース取引
1 ファイテンへ・リーへ取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・	(1) 所有権移転外ファイナンス・	(1) 所有権移転外ファイナンス・
リース取引	リース取引	リース取引
①リース資産の内容	①リース資産の内容	①リース資産の内容
(ア) 有形固定資産	(ア) 有形固定資産	(ア) 有形固定資産の内容
主として端末機でありま	主として端末機でありま	主として端末機でありま
す。	す。	す。
(イ)無形固定資産	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,。 (イ) 無形固定資産の内容
ソフトウエアであります。	ソフトウエアであります。	ソフトウエアであります。
②リース資産の減価償却の方法	②リース資産の減価償却の方法	②リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための	同左	連結財務諸表作成のための基本
基本となる重要な事項「4 会計	,, <u> </u>	となる重要な事項「4 会計処理
処理基準に関する事項」の「(4)		基準に関する事項」の「(4)減価
減価償却の方法」に記載のとおり		償却の方法」に記載のとおりであ
であります。		ります。
(2) リース投資資産の内訳	(2) リース投資資産の内訳	(2) リース投資資産の内訳
(貸手)	(貸手)	(貸手)
リース料債権	リース料債権	リース料債権
部分 7,358百万円	部分 6,730百万円	部分 7,095百万円
見積残存価額	見積残存価額	見積残存価額
部分 622百万円	部分 437百万円	部分 482百万円
受取利息相当	受取利息相当	受取利息相当
額 △1,135百万円	額 △916百万円	額 △997百万円
合計 6,846百万円	合計 6,251百万円	合計 6,580百万円
(3) リース債権及びリース投資資	(3) リース債権及びリース投資資	(3) リース債権及びリース投資資
産に係るリース料債権部分の連	産に係るリース料債権部分の連	産に係るリース料債権部分の連
結決算日後の回収予定期日別内	結決算日後の回収予定期日別内	結決算日後の回収予定期日別内
訳(貸手)	訳(貸手)	訳(貸手)
リース債権及び	リース債権及び	リース債権及び
リース投資資産	リース投資資産	リース投資資産
に係るリース料 債権部分(百万	に係るリース料 債権部分(百万	に係るリース料 債権部分(百万
円)	円)	円)
1年以内 2,644	1年以内 2,420	1年以内 2,633
1年超2年以内 2,084	1年超2年以内 1,886	1年超2年以内 1,921
2年超3年以内 1,477	2 年超 3 年以内 1,221	2 年超 3 年以内 1,354
3年超4年以内 877	3 年超 4 年以内 877	3 年超 4 年以内 875
4年超5年以內 519	4年超5年以内 504	4年超5年以内 537
5 年超 378	5 年超 257	5 年超 255
合計 7,981	合計 7,167	合計 7,577
	(4) リース子会社は、リース取引	(4) リース子会社は、リース取引
	開始日が会計基準適用初年度開	開始日が会計基準適用初年度開
	始前の所有権移転外ファイナン	始前の所有権移転外ファイナン
	ス・リース取引については、会	ス・リース取引については、会
	計基準適用初年度の前連結会計	計基準適用初年度の前連結会計
	年度末における固定資産の適正	年度末における固定資産の適正
	な帳簿価額(減価償却累計額控	な帳簿価額(減価償却累計額控
	除後)をリース投資資産の期首	除後)をリース投資資産の期首
	() でリーへ投賃賃座の期目 の価額として計上しており、ま	の価額として計上しており、ま
	の価額として計上しており、ま た当該リース投資資産に関し	の価額として訂正してわり、また当該リース投資資産に関し
	て、会計基準適用後の残存期間	て、会計基準適用後の残存期間

前中間連結	会計期間	当中間連絡	告会計期間	前連結会	計年度	
	4月1日		年4月1日		年4月1日	
至 平成21年	三9月30日)		年9月30日)		年3月31日)	
		においては、	利息相当額の総額	においては、利息相当額の総額		
		をリース期間	中の各期に定額で	をリース期間中の各期に定額で		
		配分しており	ます。これによる	配分しており	ます。このため、	
		連結財務諸表	への影響は軽微で	リース取引開	始日に遡及してリ	
		あります。		ース会計基準	を適用した場合に	
				比べ、税金等	調整前当期純利益	
				が191百万円	増加しておりま	
				す。		
2 オペレーティング・リース取引		2 オペレーティング・リース取引		2 オペレーティング・リース取引		
・オペレーティン	/グ・リース取引	・オペレーティング・リース取引		オペレーティ	ング・リース取引	
のうち解約不能の	うものに係る未経	のうち解約不能のものに係る未経		のうち解約不能のものに係る未経		
過リース料		過リース料		過リース料		
借手		借手		借手		
1年内	127百万円	1年内	118百万円	1年内	116百万円	
1 年超	893百万円	1年超	825百万円	1年超	855百万円	
合計	1,021百万円	合計	944百万円	合計	972百万円	
貸手		貸手		貸手		
1年内	180百万円	1年内	142百万円	1年内	144百万円	
1年超	312百万円	1年超	552百万円	1年超	622百万円	
合計	492百万円	合計	694百万円	合計	767百万円	

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	35, 485	35, 485	_
(2) コールローン及び買入手形	153, 670	153, 670	_
(3) 買入金銭債権(※1)	28	28	_
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	88	88	_
(5) 有価証券	310, 740	310, 859	119
満期保有目的の債券	11, 158	11, 277	119
その他有価証券	299, 581	299, 581	_
(6) 貸出金	1, 312, 037		
貸倒引当金(※1)	17, 320		
	1, 294, 717	1, 312, 616	17, 899
(7) 外国為替	3, 424	3, 424	_
資産計	1, 798, 154	1, 816, 172	18, 018

(1) 預金	1, 628, 381	1, 629, 656	1, 275
(2) 譲渡性預金	80, 021	80, 021	_
(3) 借用金	35, 800	35, 799	$\triangle 0$
(4) 外国為替	7	7	_
(5) 社債	13, 000	13, 164	164
負債計	1, 757, 210	1, 758, 650	1, 439
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	79	79	_
ヘッジ会計が適用されているもの			_
デリバティブ取引計	79	79	_

- (※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金 銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額か ら直接減額しております。
- (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、個別貸倒引当金控除後の帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によって おります。

(5) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、 簿価及び見積もられた時価額が重要性から見て相当低いことから、帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態

が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価 としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、 元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出してお ります。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価 額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

<u>負</u>債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、金利満期が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額 を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

	百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	3, 159
②組合出資金(※2)	335
合計	3, 495

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- Ⅱ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とする金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを考慮し、預金やマーケットから資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理(ALM)を行なっております。また、業務に付随する取引としてデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的、売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金、社債等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、運用調達の期間ギャップにより金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には業務に付随する取引として行っている金利スワップ取引及び為替予約取引 があります。当行では、これらをヘッジ手段として、貸出金及び預金等に係る金利の変動リスクに 対して繰延ヘッジ会計を適用しております。また、為替予約取引をヘッジ手段として、外貨建取引 に係る取引をヘッジ対象として、繰延ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程等に従い、信用リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。信用リスクの管理は、主管部を審査部とし、本部各部、営業店で行われて、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っております。

②市場リスクの管理

当行グループは、当行の市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程等に従い、市場リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。

(i) 金利リスク

金利リスクの管理は、主管部を企画広報部及び証券国際部とし、定めに従い、取締役会及 び常務会にて審議・報告を行っております。また、ALM委員会は、毎月リスクに係る情報を分 析、検討し、必要に応じ常務会へ提言を行っております。

(ii) 為替リスク

為替リスクの管理は、主管部を企画広報部及び証券国際部とし、定めに従い、取締役会及 び常務会にて審議・報告を行っております。当行グループは、為替の変動リスクに関し、実 需に基づくカバー取引等を行い適切に管理しております。

(iii) 価格変動リスク

価格変動リスクの管理は、主管部を企画広報部及び証券国際部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っております。有価証券等の保有に関しては、半年ごとに市場リスクの限度枠等を設定し、ALM委員会及びリスク管理委員会に付議のうえ、常務会の承認を受けております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関し、取引の執行についてはフロント部門、管理についてはバック部門と業務分離を行い、相互牽制体制を確立しております。また、デリバティブ取引は実需に基づくヘッジ取引を目的に行っており、投機的なポジションは保持しておりません。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、当行の流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程等に従い、流動性リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。主管部を企画広報部及び証券国際部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っております。また、ALM委員会等を通じて、市場環境を考慮した長短バランスの調整を検討するなど、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に

係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。((注2)参照)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 現金預け金	38, 013	38, 013	_
(2) コールローン及び買入手形	101, 279	101, 279	
(3) 買入金銭債権(※1)	34	34	_
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	87	87	_
(5) 有価証券	281, 814	281, 968	153
満期保有目的の債券	12, 088	12, 241	153
その他有価証券	269, 726	269, 726	
(6) 貸出金	1, 313, 540		
貸倒引当金(※1)	17, 067		
	1, 296, 472	1, 309, 519	13, 046
(7)外国為替	2, 920	2, 920	_
資産計	2, 002, 437	2, 015, 791	13, 354
(1) 預金	1, 611, 715	1, 613, 574	1,859
(2) 譲渡性預金	35, 201	35, 201	_
(3) 借用金	24, 274	24, 274	_
(4) 外国為替	6	6	_
(5) 社債	13, 000	13, 049	49
負債計	1, 684, 196	1, 686, 106	1, 909
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	80	80	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(1, 112)	(1, 112)	_
デリバティブ取引計	(1, 032)	(1, 032)	_

^(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金 銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直 接減額しております。

^(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、個別貸倒引当金控除後の帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によって おります。

(5) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、 簿価及び見積もられた時価額が重要性から見て相当低いことから、帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載して おります。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、 又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなして おります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割 り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率 等を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることか ら、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、金利満期が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額 を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	3, 133
②組合出資金(※3)	373
合計	3, 507

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当連結会計年度において非上場株式について 59百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超7年 以内	7年超10 年以内	10年超
預け金	13, 342	-	_	_	_	-
コールローン及び買入手形	101, 279	-	_	-	-	_
買入金銭債権	-	34	_	-	-	_
有価証券	12, 884	38, 049	42, 087	24, 358	123, 151	16, 508
満期保有目的の債券	3, 119	7, 758	1, 111	104	_	_
うち国債	-	-	_	-	-	_
地方債	1, 983	3, 466	451	-	-	-
社債	1, 136	4, 292	660	100	-	_
その他	_	_	_	4	_	-
その他有価証券のうち満期が あるもの	9, 765	30, 291	40, 976	24, 253	123, 151	16, 508
うち国債	2, 922	17, 584	27, 384	14, 981	96, 989	15, 388
地方債	1, 743	1,891	3,070	2, 358	18, 247	1, 120
社債	5, 099	10, 815	10, 521	6, 313	7, 915	-
その他	_	_	_	599	-	_
貸出金(※)	270, 160	234, 688	173, 237	119, 258	131, 722	249, 672
合計	397, 666	272, 771	215, 324	143, 616	254, 874	266, 181

^(※)貸出金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めない 44,221百万円、期間の定めのないもの90,579百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金等有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年 以内	3年超5年 以内	5年超7年 以内	7年超10 年以内	10年超
預金 (※)	1, 451, 745	167, 271	20, 480	6, 636	781	0
借入金	5, 586	2,820	2, 209	7, 758	1, 674	3, 924
社債	7,000	_	6,000	_	_	_
合計	1, 464, 331	170, 091	28, 690	14, 394	2, 455	3, 924

^(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを 含めて記載しております。

- I 前中間連結会計期間末
 - 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	_		_
地方債	6, 906	7, 084	177
短期社債	_		_
社債	_	_	_
その他	_		_
合計	6, 906	7, 084	177

- (注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	21, 647	24, 640	2, 993
債券	222, 695	226, 038	3, 343
国債	165, 722	167, 771	2, 048
地方債	25, 489	26, 013	523
短期社債	_		_
社債	31, 483	32, 254	771
その他	2, 063	2, 134	71
合計	246, 406	252, 814	6, 407

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、 時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸 借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」とい う。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は128百万円(株式128百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	6, 197
その他有価証券	
非上場株式	3, 177
その他	421

(注) その他有価証券の「その他」は投資事業有限責任組合への出資金であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	_		_
叶/丁/3~中間/古/十/4	地方債	4, 908	5, 027	119
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも	短期社債			_
原衣可工領を担んるも	社債			_
V)	その他			_
	小計	4, 908	5, 027	119
	国債	_		_
叶/丁/3~中間/古/十/4	地方債			_
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない	短期社債			_
思表計上額を超えない。	社債	6, 250	6, 250	_
	その他			_
	小計	6, 250	6, 250	
合計		11, 158	11, 277	119

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	11, 021	8, 902	2, 118
	債券	232, 226	226, 274	5, 952
中期 末分代 (# + 1 四 + = 1	国債	185, 128	180, 885	4, 242
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超え	地方債	16, 878	15, 906	972
五額が取得原価を超え るもの	短期社債	_	_	_
.5000	社債	30, 219	29, 482	737
	その他	28	27	0
	小計	243, 276	235, 204	8, 071
	株式	10, 132	12, 585	$\triangle 2,453$
	債券	43, 632	43, 921	△288
古即本外代 (H + 4 m + 3)	国債	16, 732	17,003	△271
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超え	地方債	4, 997	5,000	$\triangle 2$
ないもの	短期社債			_
4, 100	社債	21, 902	21, 917	△14
	その他	2, 539	2, 826	△286
	小計	56, 305	59, 333	△3, 027
合計	•	299, 581	294, 538	5, 043

(注) 非上場株式(3,159百万円)、その他の証券(335百万円)については、市場価格がなく、 時価を把握することが極めて困難であることから、上記の「その他有価証券」には含め ておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく 下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当 該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損 失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、275百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

T • 707/ H b 2 11 Im Im 71	(///Car 0 / 1 0 I P / Car	
	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	
	(百万円)	
売買目的有価証券		1

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	_	_	_
	地方債	5, 900	6, 053	153
時価が連結貸借対照表	短期社債	_		
計上額を超えるもの	社債	_	_	_
	その他	_	_	_
	小計	5, 900	6, 053	153
	国債	_	_	
	地方債	_	_	_
時価が連結貸借対照表	短期社債	_		
計上額を超えないもの	社債	6, 188	6, 188	
	その他		l	
	小計	6, 188	6, 188	
合計		12, 088	12, 241	153

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

0. C少個有個配分(
	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	
	株式	12, 597	8, 987	3, 610	
	債券	174, 224	170, 845	3, 378	
	国債	118, 721	116, 731	1, 989	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるも	地方債	23, 630	23, 037	592	
が取付原価を超えるも	短期社債	_			
	社債	31, 872	31, 076	795	
	その他	1, 156	1, 097	59	
	小計	187, 978	180, 930	7, 048	
	株式	10, 886	12, 292	△1, 406	
	債券	70, 124	70, 745	△621	
	国債	56, 530	57, 021	△490	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えない	地方債	4, 802	4, 897	△ 95	
が取付原価を超えないもの	短期社債				
	社債	8, 791	8, 826	△ 34	
	その他	737	854	△117	
	小計	81, 748	83, 892	△2, 144	
合計		269, 726	264, 823	4, 903	

⁽注) 非上場株式(3,133百万円)、その他の証券(373百万円)については、市場価格がなく、 時価を把握することが極めて困難であることから、上記の「その他有価証券」には含め ておりません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4, 945	682	287
債券	92, 453	1, 303	_
国債	70, 936	976	_
地方債	20, 743	311	_
社債	773	15	_
その他	792	4	12
合計	98, 190	1, 989	299

(注) 修正受渡日基準を採用しております。

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく 下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当 該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として 処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は565百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

(金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末 該当事項なし。
- Ⅲ 当中間連結会計期間末 該当事項なし。
- Ⅲ 前連結会計年度末該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6, 407
その他有価証券	6, 407
(△)繰延税金負債	2, 532
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3, 875
(△)少数株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	3, 870

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5, 043
その他有価証券	5, 043
(△)繰延税金負債	2, 018
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3, 024
(△)少数株主持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	3, 026

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4, 903
その他有価証券	4, 903
(△)繰延税金負債	1,922
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2, 981
(△)少数株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	2, 976

(デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
 - (1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	金利先物	_	_	_
取引所	金利オプション	_	_	_
	金利先渡契約	_	_	_
店頭	金利スワップ	4, 989	44	44
卢 與	金利オプション	_	_	_
	その他	_	_	_
	合計	_	44	44

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	_	_	_
取引所	通貨オプション	_	_	_
	通貨スワップ	_	_	_
店頭	為替予約	3, 191	6	6
卢 與	通貨オプション	_	_	_
	その他	_	_	_
	合計	_	6	6

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引 (平成21年9月30日現在) 該当事項なし。
- (4) 債券関連取引 (平成21年9月30日現在) 該当事項なし。
- (5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在) 該当事項なし。
- (6) クレジットデリバティブ取引 (平成21年9月30日現在) 該当事項なし。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利先渡契約				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4, 951	2, 015	40	40
	受取変動・支払固定	_	_	_	_
店頭	受取変動・支払変動	_	_	_	_
	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合計	_	_	40	40

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	通貨オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	_	_	_	_
	為替予約				
	売建	8, 666	5, 006	528	528
	買建	8, 331	4, 981	△489	△489
作 語	通貨オプション				
店頭	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合計	—	_	38	38

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項なし。
 - (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項なし。
 - (5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項なし。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在) 該当事項なし。
 - 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法		_	_	ĺ	
金利スワップの特 例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	預金、貸出金	40, 709 6, 017 34, 691	40, 364 6, 017 34, 346	(注)2.
	合計	_	_	_	

(注)1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- 2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金及び貸出金の時価に含めて記載しております。
- (2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項なし。
- (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項なし。
- (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在) 該当事項なし。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決 算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価 の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティ ブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
	売建	_	_	_	_
金融商品	買建	_	_	_	_
取引所	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_			_
	金利先渡契約				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4, 955	4, 955	73	73
	受取変動・支払固定	_	_	_	_
店頭	受取変動・支払変動	_	_	_	_
	金利オプション				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合計	_	_	73	73

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建	_		_	_
金融商品	買建	_		_	_
取引所	通貨オプション				
	売建	_		_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	_	_	_	_
	為替予約				
	売建	2, 145	891	△54	△54
	買建	1,621	887	61	61
古語	通貨オプション				
店頭	売建	_	_	_	_
	買建	_		_	_
	その他				
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合計	_	_	6	6

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項なし。
 - (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項なし。
 - (5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項なし。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在) 該当事項なし。
 - 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法		_	_		_
金利スワップの特 例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	預金、貸出金	42, 553 10, 185 32, 367	42, 252 10, 185 32, 067	$\triangle 1, 112$ 208 $\triangle 1, 321$
	合計	_	_	_	△1, 112

(注) 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	_	_	_		_
為替予約 等の振当 処理	通貨スワップ	預金	117	_	1
	合計	_	_	_	1

- (注)1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - 3 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。
 - (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項なし。
 - (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在) 該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) 該当事項なし。
- Ⅲ 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) 該当事項なし。
- Ⅲ 前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 該当事項なし。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注) 20百万円 有形固定資産の取得に伴う増加額 -百万円 その他増減額(△は減少) 0百万円 当中間連結会計期間末残高 20百万円

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間において、連結会社は銀行業以外に一部でリース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業務	リース業務	その他の業	計	消去又は全	連結
	(百万円)	(百万円)	務(百万円)	(百万円)	社(百万円)	(百万円)
I 経常収益						
(1)外部顧客に対す る経常収益	40, 037	2, 881	894	43, 813	_	43, 813
(2)セグメント間の 内部経常収益	455	402	1, 460	2, 317	(2, 317)	_
計	40, 493	3, 283	2, 354	46, 131	(2, 317)	43, 813
経常費用	34, 375	3, 018	2, 182	39, 577	(2,309)	37, 267
経常利益	6, 117	264	172	6, 554	(8)	6, 546

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。
 - (1) 銀行業務・・・・銀行業
 - (2) リース業務・・・リース業
 - (3) その他の業務・・クレジットカード、コンピュータ業務運営・管理、人材派遣

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

		金額(百万円)
I	国際業務経常収益	1,318
П	連結経常収益	22, 187
Ш	国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	5. 94

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

		金額(百万円)
I	国際業務経常収益	2, 672
П	連結経常収益	43, 813
Ш	国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	6. 09

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
 - 2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、常務会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社6社で構成し、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、当行グループは、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」と「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務を中心とした銀行業務等を行っております。なお、「銀行業」は、当行とその事務代行業務を行っている連結子会社を集約しております。「リース業」は、リース業務を行っております。

- 2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、当行の中間連結財務諸表作成の会計処理方法と 同一であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。
- 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

						· · · · · ·	立・ログール
	銀行業	告セグメン リース業	計	その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	21, 317	1, 347	22, 664	382	23, 046	_	23, 046
セグメント間の内部経常収益	219	221	441	793	1, 234	△1, 234	_
計	21, 536	1, 568	23, 105	1, 175	24, 281	△1, 234	23, 046
セグメント利益	4, 088	80	4, 169	179	4, 348	28	4, 376
セグメント資産	1, 855, 928	9, 099	1, 865, 028	5, 171	1, 870, 199	△6, 040	1, 864, 159
セグメント負債	1, 779, 865	7, 784	1, 787, 649	3, 482	1, 791, 132	△5, 126	1, 786, 005
その他の項目							
減価償却費	464	10	474	5	480	_	480
資金運用収益	16, 199	16	16, 215	246	16, 461	△47	16, 414
資金調達費用	1, 745	75	1,820	6	1,827	$\triangle 42$	1, 784
減損損失	93	_	93	_	93	_	93
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額 (△減少額)	△485	7	△478	$\triangle 2$	△481	_	△481

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運営業務、クレジットカード業務及び人材派遣業務等を含んでおります。
 - 3. 調整額は、以下のとおりであります。
 - (1) セグメント利益の調整額28百万円は、セグメント間取引消去による増額28百万円であります。
 - (2) セグメント資産の調整額△6,040百万円には、貸出金の消去2,882百万円、預け金の消去1,224百万円 が含まれております。

- (3) セグメント負債の調整額△5,126百万円には、借用金の消去2,882百万円、預金の消去1,224百万円が 含まれております。
- 4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14, 385	4, 915	3, 746	23, 046

- (注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経 常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、 記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:百万円)

	幸	8告セグメン	その他	合計	
	銀行業	リース業	計	てり他	行計
減損損失	93	_	93	_	93

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項なし。

(1株当たり情報)

<u> </u>		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	427.77	437. 91	427.57
1株当たり中間(当期)純利 益金額	円	12. 19	13. 03	20.02
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	_	_	_

(注)1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 平成21年9月30日	当連結中間会計期間末 平成22年9月30日	前連結会計年度末 平成22年3月31日
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	76, 280	78, 153	76, 298
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	438	528	498
(うち少数株主持分)	百万円	438	528	498
普通株式に係る期末の純 資産額	百万円	75, 841	77, 624	75, 800
1株当たり純資産額の算 定に用いられた期末の普 通株式の数	千株	177, 294	177, 258	177, 277

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額

		前 (自 至	中間連結会計期間 平成21年4月1日 平成21年9月30日)	当 (自 至	中間連結会計期間 平成22年4月1日 平成22年9月30日)	(自 至	前連結会計年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額							
中間(当期)純利益	百万円		2, 161		2, 311		3, 550
普通株主に帰属しない金額	百万円		_		_		_
普通株式に係る中間(当 期)純利益	百万円		2, 161		2, 311		3, 550
普通株式の期中平均株式数	千株		177, 300		177, 266		177, 293

² 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

当行は、自己資本の充実を図り、お客様の資金ニーズに積極的にお応えしていくため、平成 21年10月23日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり劣後特約付無担保社債を発行いたしま した。

社債の名称	株式会社愛媛銀行第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)					
社債の総額	金60億円					
発行価格	各社債の金額100円につき金100円					
払込期日	平成21年11月11日					
償還期限	平成31年11月11日(期限前償還条項付)					
利率	当初5年間 年2.55% 5年目以降 6ヶ月ユーロ円LIBOR+3.10%					

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項なし。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項なし。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位:百万円) 当第2四半期連結会計期間 前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 (自 平成22年7月1日 平成22年9月30日) 平成21年9月30日) 至 至 経常収益 11, 287 11,957 資金運用収益 8,542 7,979 (うち貸出金利息) 7,690 7, 126 (うち有価証券利息配当金) 739 718 役務取引等収益 997 831 その他業務収益 1,365 2,973 その他経常収益 381 172 経常費用 9,881 9,303 資金調達費用 1, 163 877 (うち預金利息) 937 655 役務取引等費用 534 473 その他業務費用 65 4 営業経費 5,854 6, 116 その他経常費用 **%**1 2,323 **※**1 1,770 経常利益 1,405 2,654 特別利益 13 4 特別損失 71 195 税金等調整前四半期純利益 1, 347 2, 463 401 法人税、住民税及び事業税 1,492 71 法人税等調整額 $\triangle 224$ 法人税等合計 473 1, 268 少数株主損益調整前四半期純利益 1, 195 少数株主利益 20 12 四半期純利益 1, 174 861

前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間				
(自 平成21年7月1日	(自 平成22年7月1日				
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)				
※1. その他経常費用には、貸出金償却 925百万円、貸倒引当金繰入額966百 万円、株式等償却128百万円及び株 式等売却損30百万円を含んでおりま す。	_ 1771 1 71 17				

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

			(単位:百万円)
	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	90, 540	35, 434	37, 962
コールローン	12, 387	153, 670	101, 279
買入金銭債権	174	106	132
商品有価証券	105	88	87
有価証券	% 1, % 7, % 13 270, 016	% 1, % 7, % 13 314 , 889	% 1, % 7, % 13 285, 878
貸出金	%2, %3, %4, %5, %6, %8 1, 298, 309	%2, %3, %4, %5, %6, %8 1, 311, 673	%2, %3, %4, %5, %6, %8 1, 313, 583
外国為替	% 6 6, 481	% 6 3, 424	% 6 2,920
その他資産	* 7 3, 925	※ 7 4, 171	※ 7 3, 363
有形固定資産	% 9, % 11 30, 551	* 9, * 11 30, 256	% 9, % 11 30, 609
無形固定資産	919	785	920
繰延税金資産	9, 707	9, 437	9, 118
支払承諾見返	10, 498	8, 757	9, 578
貸倒引当金	△16, 606	△16, 976	△16, 460
資産の部合計	1, 717, 011	1, 855, 718	1, 778, 973
負債の部			
預金	*7 1,525,881	% 7 1, 629, 605	^{*7} 1, 612, 492
譲渡性預金	57, 417	80, 021	35, 201
借用金	×10 20, 295	% 7, % 10 30, 945	% 10 19, 542
外国為替	10	7	6
社債	※ 12 13,000	% 12 13,000	% 12 13, 000
その他負債	9, 429	11, 515	8, 915
未払法人税等	473	2, 215	741
リース債務	123	317	320
資産除去債務		20	
その他の負債	8,832	8, 962	7, 853
役員賞与引当金	_	_	39
退職給付引当金	59	_	_
役員退職慰労引当金	291	321	318
睡眠預金払戻損失引当金	54	58	58
再評価に係る繰延税金負債	% 11 5, 673	* 11 5, 611	※ 11 5, 647
支払承諾	10, 498	8, 757	9, 578
負債の部合計	1, 642, 612	1, 779, 844	1, 704, 800
純資産の部			
資本金	19, 078	19, 078	19, 078
資本剰余金	13, 213	13, 213	13, 213
資本準備金	13, 213	13, 213	13, 213
利益剰余金	31, 627	33, 979	32, 325
利益準備金	5, 178	5, 390	※ 14 5, 284
その他利益剰余金	26, 449	28, 588	27, 040
固定資産圧縮積立金	35	34	35
別途積立金	24, 253	25, 653	24, 253
繰越利益剰余金	2, 160	2,900	2, 752
自己株式	△203	△211	△207
株主資本合計	63, 716	66, 060	64, 410
その他有価証券評価差額金	3, 800	3,012	2, 908
繰延ヘッジ損益	_	-	0
土地再評価差額金	<u>*11 6,882</u>	* 11 6, 801	※ 11 6, 855
評価・換算差額等合計	10, 682	9, 813	9, 763
純資産の部合計	74, 399	75, 874	74, 173
負債及び純資産の部合計	1,717,011	1, 855, 718	1, 778, 973
A TOWN ON THE PER PER PER PER PER PER PER PER PER PE	1, 111, 011	2,000,110	2,110,010

(単位:百万円)

			前事業年度の
	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	20, 437	21, 383	40, 181
資金運用収益	17, 081	16, 199	33, 913
(うち貸出金利息)	15, 281	14, 295	30, 233
(うち有価証券利息配当金)	1, 696	1,778	3, 458
役務取引等収益	1, 790	1, 588	3, 359
その他業務収益	830	3, 265	1,628
その他経常収益	734	330	1, 279
経常費用	16, 953	17, 302	34, 076
資金調達費用	2, 284	1,745	4, 339
(うち預金利息)	1, 874	1, 371	3, 523
役務取引等費用	1, 443	1, 335	2, 898
その他業務費用	34	114	128
営業経費	※ 1 10, 350	% 1 10, 670	20, 396
その他経常費用	* 2 2, 840	* 2 3, 436	* 2 6, 313
経常利益	3, 483	4, 081	6, 104
特別利益	19	8	123
特別損失	<u>*3, *4 72</u>	※ 3, ※ 4 300	※ 4 162
税引前中間純利益	3, 431	3, 789	6, 065
法人税、住民税及び事業税	426	2, 147	688
法人税等調整額	947	△491	2, 116
法人税等合計	1, 374	1,656	2, 805
中間純利益	2, 057	2, 132	3, 260

(単位:百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	19, 078	19, 078	19, 078
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	19, 078	19, 078	19, 078
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	13, 213	13, 213	13, 213
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	
当中間期末残高	13, 213	13, 213	13, 213
資本剰余金合計			
前期末残高	13, 213	13, 213	13, 213
当中間期変動額			
当中間期変動額合計		_	_
当中間期末残高	13, 213	13, 213	13, 213
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	5, 071	5, 284	5, 071
当中間期変動額	100	100	016
剰余金の配当	106	106	212
当中間期変動額合計	106	106	212
当中間期末残高	5, 178	5, 390	5, 284
その他利益剰余金			
積立金			
前期末残高	27, 289	24, 288	27, 289
当中間期変動額	A 0	A 0	Α.
固定資産圧縮積立金の取崩	Δ0	△0	Δ(
別途積立金の積立	△3,000	1, 400	△3,000
当中間期変動額合計	△3,000	1, 399	△3,000
当中間期末残高	24, 289	25, 688	24, 288
繰越利益剰余金			
前期末残高	△2, 273	2, 752	△2, 273
当中間期変動額			
剰余金の配当	△638	△638	△1, 276
中間純利益	2, 057	2, 132	3, 260
自己株式の処分	△0	△0	△(
土地再評価差額金の取崩	14	53	41
固定資産圧縮積立金の取崩	2 000	0 △1, 400	2 000
別途積立金の積立	3,000		3,000
当中間期変動額合計	4, 433	148	5, 025
当中間期末残高	2, 160	2, 900	2, 752

			(十四・日/3/1)
	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	30, 087	32, 325	30, 087
当中間期変動額			
剰余金の配当	△531	△531	△1,063
中間純利益	2, 057	2, 132	3, 260
自己株式の処分	$\triangle 0$	$\triangle 0$	$\triangle 0$
土地再評価差額金の取崩	14	53	41
固定資産圧縮積立金の取崩	_	_	_
別途積立金の積立		_	_
当中間期変動額合計	1,539	1,654	2, 237
当中間期末残高	31, 627	33, 979	32, 325
自己株式			
前期末残高	△199	△207	△199
当中間期変動額			
自己株式の取得	$\triangle 3$	$\triangle 5$	△8
自己株式の処分	0	1	0
当中間期変動額合計	△3	$\triangle 4$	△8
当中間期末残高	△203	△211	△207
株主資本合計			
前期末残高	62, 180	64, 410	62, 180
当中間期変動額			
剰余金の配当	△531	△531	△1, 063
中間純利益	2, 057	2, 132	3, 260
自己株式の取得	$\triangle 3$	$\triangle 5$	△8
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	14	53	41
当中間期変動額合計	1, 536	1, 650	2, 229
当中間期末残高	63, 716	66, 060	64, 410
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	839	2, 908	839
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2, 960	104	2, 068
当中間期変動額合計	2, 960	104	2, 068
当中間期末残高	3,800	3, 012	2, 908
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	-	0	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		$\triangle 0$	0
	·	A 0	
当中間期変動額合計		$\triangle 0$	0

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
土地再評価差額金			
前期末残高	6, 896	6, 855	6, 896
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△14	△53	△41
当中間期変動額合計	△14	△53	△41
当中間期末残高	6, 882	6, 801	6, 855
評価・換算差額等合計			
前期末残高	7, 736	9, 763	7, 736
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2, 945	50	2, 026
当中間期変動額合計	2, 945	50	2, 026
当中間期末残高	10, 682	9, 813	9, 763
純資産合計			
前期末残高	69, 917	74, 173	69, 917
当中間期変動額			
剰余金の配当	△531	△531	△1, 063
中間純利益	2, 057	2, 132	3, 260
自己株式の取得	△3	△5	△8
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	14	53	41
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2, 945	50	2, 026
当中間期変動額合計	4, 481	1, 700	4, 256
当中間期末残高	74, 399	75, 874	74, 173

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 商品有価証券の評 価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、 時価法(売却原価は移動平 均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 対象・時のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	(1) 開発 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) 開発 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
3 デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引の評価 は、時価法により行ってお ります。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償 却の方法	(1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 有形固定資産は、定率 法(ただし、平成10年4 月1日以後に取得したを 物(建物附属設備を終 く。)については定価(数 を採用し、年間減により を採用し、年間減より を採用し、おります。 なお、主な耐用年数は 次のとおりなおります。 地:38年~50年 その他:3年~20年	(1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 有形固定資産は、定率 法(ただし、平成10年4 月1日以後に取得した建 物(建物附属設備を除 く。)については定額法) を採用しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建 物:38年~50年 その他:3年~20年

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 無形固定資産(リース 資産を除く) 無形固定資産は、定額 法により償却しておりま す。なお、自社利用のソフトウェアについては、 行内における利用可能期 間(5年)に基づいて償却	(2) 無形固定資産(リース 資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース 資産を除く) 同 左
	し) ア引産産、数で存一の当そして、引産産、数で存一のスたまに約め価外のスたまに約の価外の大のスを表でいたのスを表である額のであるびのスたまに約の価外のとでであるがのスたまに対してあるがのスたまに対してあるがのスたまに対してあるがのスたまに対してあるがのスたまに対してあるがのスを表しているが、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 参にし「係の下うて記後の証を上現な陥め権ら額能要お権定か等は、引お、算実者うれ務上権お直ら額能関ま状破い保権能回、者判計以過貸倒し、引出のす別の債とびる綻債なるか込可のす綻経大者、分よ除債的額上はけた計会金却のす別の債とびる綻債なるが込可のす綻経大者、分よ除債的額上はけた計会を制力との。 当当償次ま特綻債」とある。でおしき金金却のす別の債とびる総のではでは、前回、り営今性債での証をち総めすいに出づ金金却のす別の債とびるにでは、1、1、2、2、3、3、3、3、3、3、3、4、4、4、5、5、5、5、5、5、6、5、6、5、6、6、6、7、6、7、7、7、8、7、8、7、8、7、8、7、8、7、8、7	(1) 対は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	(1) が表別のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
至 7月30日) 産 7年9月30日) 産 7年9月30日) 資本 2年9月30日) 資本 2年9月30日) 資本 2年1 1年2 1年2 2 2年2 2年2 2年2 2年2 2年2 2年2 2	至 平成22年9月30日) 産 の 22年9月30日) 産 で 2年9月30日 資基資金 作準 22年9月30日 資本 1 で 2 で 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3	至 平成22年3月31日) 平成22年3月31日) 文書 京書
は17,762百万円であります。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員賞与引当金は、役員賞与の支払いにする。 しているでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	は17,415百万円であります。 す。 (2) 役員賞与引当金 同 左	は15,746百万円であります。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役 員への賞与の支払いに備 えるため、役員に対する 賞与の支給見込額のう ち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
(3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(3) 退職給付引当金 同 左	(3) 退職給付付 (3) 退職給 (3) 退職給 (3) 退職給 (3) 退職給 (3) 退職給 (4) 對 (4) 對 (4) 對 (5) 對 (5) 對 (6) 對 (6) 對 (6) 對 (6) 對 (7)

r			
	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	工	工	(会計方針の変更)
			当事業年度末から
			「『退職給付に係る会
			計基準』の一部改正
			(その3)」(企業会
			計基準第19号平成20年
			7月31日) を適用して
			おります。
			なお、従来の方法に
			よる割引率と同一の割
			引率を使用することと
			なったため、当事業年
			度の財務諸表に与える
			影響はありません。
	(4) 役員退職慰労引当金の	(4) 役員退職慰労引当金の	(4) 役員退職慰労引当金
	計上基準	計上基準	役員退職慰労引当金
	役員退職慰労引当金	同左	は、役員への退職慰労金
	は、役員への退職慰労金		の支払いに備えるため、
	の支払いに備えるため、		役員に対する退職慰労金
	役員に対する退職慰労金		の支給見積額のうち、当
	の支給見積額のうち、当		事業年度末までに発生し
	中間会計期間末までに発		ていると認められる額を
	生していると認められる		計上しております。
	額を計上しております。		
	(5) 睡眠預金払戻損失引当	(5) 睡眠預金払戻損失引当	(5) 睡眠預金払戻損失引当
	金の計上基準	金の計上基準	金の計上基準
	睡眠預金払戻損失引当	同 左	同 左
	金は、負債計上を中止し		
	た預金について、預金者		
	からの払戻請求に備える		
	ため、将来の払戻請求に		
	応じて発生する損失を見		
	積り必要と認める額を計		
0 H /V:7h -V/	上しております。		With a Visit by the
6 外貨建て資産及び	外貨建資産・負債につい	同左	外貨建の資産・負債につ
負債の本邦通貨への	ては、中間決算日の為替相		いては、決算日の為替相場によるの場合によるの場合になった。
換算基準	場による円換算額を付して		による円換算額を付してお
	おります。		ります。
7 リース取引の処理	所有権移転外ファイナン	同左	同 左
方法	別有権移転がファイテン	IN Œ	III Œ
114	ース取引開始日が平成20年		
	4月1日前に開始する事業		
	年度に属するものについて		
	は、通常の賃貸借取引に準		
	じた会計処理によっており		
	ます。		
	*		

	最小用 人型細門	以 山 間 △ ⇒1. ₩ 用目	前事業年度
	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日	
	至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	(ィ)金利リスクヘッジ	(ィ)金利リスクヘッジ	(ィ)金利リスクヘッジ
	当行は業務運営方針にリ	同左	同左
	スク管理基準を設定して厳		
	格に運用を行っており、そ		
	のうちヘッジ会計の方法		
	は、一部の資産・負債に金		
	利スワップの特例処理を行		
	っております。	())/ +tt7 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	/ \ \ \ ++-+-============================
	(ロ)為替変動リスクヘッジ	(ロ)為替変動リスクヘッジ	(ロ)為替変動リスクヘッジ
	外貨建金融資産・負債か	同左	同左
	ら生じる為替変動リスクに		
	対するヘッジ会計の方法		
	は、「銀行業における外貨 建取引等の会計処理に関す		
	建取引等の云計処理に関す る会計上及び監査上の取扱		
	い」(日本公認会計士協会		
	業種別監査委員会報告第25		
	号。以下「業種別監査委員		
	会報告第25号」という。)		
	に規定する繰延ヘッジによ		
	っております。ヘッジ有効		
	性評価の方法については、		
	外貨建金銭債権債務等の為		
	替変動リスクを減殺する目		
	的で行う通貨スワップ取引		
	及び為替スワップ取引等を		
	ヘッジ手段とし、ヘッジ対		
	象である外貨建金銭債権債		
	務等に見合うヘッジ手段の		
	外貨ポジション相当額が存		
	在することを確認すること		
	によりヘッジの有効性を評価しております。		
9 消費税等の会計処	消費税及び地方消費税	同 左	消費税及び地方消費税
理	(以下、消費税等という。)	PJ ZL	(以下、消費税等という。)
	の会計処理は、主として税		の会計処理は、主として税
	抜方式によっております。		抜方式によっております。
	ただし、有形固定資産に		ただし、有形固定資産に
	係る控除対象外消費税等		係る控除対象外消費税等
	は、当中間会計期間の費用		は、当事業年度の費用に計
	に計上しております。		上しております。
10 税効果会計に関す	中間会計期間に係る納付	同左	
る事項	税額及び法人税等調整額		
	は、当期において予定して		
	いる剰余金の処分による圧		
	縮積立金の積立て及び取崩		
	しを前提として、当中間会		
	計期間に係る金額を計算し		
	ております。		

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日	前事業年度 (自 平成21年4月1日
至 平成21年 9 月 30 日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年3月31日)
		(金融商品に関する会計基準)
		当事業年度末から「金融商品に関
		する会計基準」(企業会計基準第10
		号平成20年3月10日)を適用してお
		ります。これによる財務諸表への影
		響は軽微であります。
	(資産除去債務に関する会計基準)	
	当中間会計期間から「資産除去	
	債務に関する会計基準」(企業会	
	計基準第18号平成20年3月31日)	
	及び「資産除去債務に関する会計	
	基準の適用指針」(企業会計基準	
	適用指針第21号平成20年3月31	
	日)を適用しております。	
	これにより、経常利益は4百万	
	円、税引前中間純利益は70百万円	
	減少しております。また、会計基	
	準等の適用開始による資産除去債	
	務の変動額は20百万円でありま	
	す。	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

- ※1 関係会社の株式及び出資総額 1,513百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,378百万円、延滞債権額は37,171百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は970百万円でありま す。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は7,563百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として金利の 減免、利息の支払猶予、元本の 返済猶予、債権放棄その他の債 務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破綻先債権、延滞債 権及び3ヵ月以上延滞債権に該 当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 50,084百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

- ※1 関係会社の株式及び出資総額 1,433百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,517百万円、延滞債権額は38,223百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は263百万円でありま す。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は7,637百万円でありま す。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 51,642百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

前事業年度末 (平成22年3月31日)

- ※1 関係会社の株式及び出資総額 1,469百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,206百万円、延滞債権額は37,030百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は784百万円でありま

> なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は8,386百万円でありま

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 51,407百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱別」(日本公認会計士協会業種基切別監査委員として処理しておたった。これにより受け入れた売りましての関うできる権利を有していますが、その額面金額りますが、その額面金額13,146百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,427百万円 担保資産に対応する債務

預金 2,278百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保として、有価証券 41,653百万円を差し入れており ます。

また、その他資産のうち保証 金は221百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契申 は、顧客からの融資実行の申規 は、顧客からの融資実約上規な を受けた場合に、契約上 された場合に、違定資 で で で で で の り 、一定の限度額まで資金を 貸付けることを約する契約に係る ります。これらの契約に係る 資未実行残高は、161,862百 円であります。このうち原 期間が1年以内のもの(又 意の時期に無条件で 取 もの)が161,107百万円あります

> なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づらのでは、 在委員会報告第24号)におりこれにより受け入れたたのでは、これにより受け入れた売りでありまでが、でする権利を有しないますが、その額面金額は、11,224百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15,533百万円 担保資産に対応する債務

預金 2,112百万円 借用金 10,800百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保として、有価証券 40,635百万円を差し入れており ます。

また、その他資産のうち保証 金は185百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン関 は、顧客からの融資実行の規 出を受けた場合に、契約上規 された条件について違反が資 で で で りけることを が ります。これらの契約に係る 資 未実行残高は、164,341 円であります。このうち原 関間が1年以内のもの(又可能 意の時期に無条件で取消の もの)が163,156百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

前事業年度末 (平成22<u>年3月31日)</u>

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用における金融市品会計基準適用に関いて日本公認会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別とこれをの受け入れたおりとより受け入れたのできる権利を有していた。これに処分できる権利を有しないますが、その額面金組12,837百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,421百万円 担保資産に対応する債務

預金 2,591百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 41,120百万円を差し入れており ます。

また、その他資産のうち保証 金は221百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契申 は、顧客からの融資実行の申規と とではた場合に、契約上された条件について違反で資金を 貸付けることを約する契約で係る ります。これらの契約に係る 資未実行残高は、162,908百万 円であります。このうち契約に 存期間が1年以内のもの(又 任意の時期に無条件で取消的 ます。かが162,256百万円あります。

> なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が つけられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続きに基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

前中間会計期間末(平成21年9月30日)

※9 有形固定資産の減価償却累計額

18,840百万円

- ※10 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,300百万円が含まれており ます。
- ※11 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る いては、当該評価差額に係る繰延 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として純 資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,011百万円下回っております。

- ※12 社債は、劣後特約付社債 13,000百万円であります。
- ※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,312百万円であります。

当中間会計期間末(平成22年9月30日)

※9 有形固定資産の減価償却累計額

18,542百万円

- ※10 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金12,300百万円が含まれており ます。
- ※11 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る いては、当該評価差額に係る繰延 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として純 資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,356百万円下回っております。

- ※12 社債は、劣後特約付社債 13,000百万円であります。
- ※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,258百万円であります。

前事業年度末 (平成22<u>年3月31日)</u>

※9 有形固定資産の減価償却累計額

19,128百万円

- ※10 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金12,300百万円が含まれており ます。
- ※11 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に公 いては、当該評価差額に係る繰延 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を9,969百万円下回っております。

- ※12 社債は、劣後特約付社債 13,000百万円であります。
- ※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,298百万円であります。
- ※14 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余 金の配当に係る利益準備金の計 上額は、212百万円でありま 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 308百万円

無形固定資産 138百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金 償却843百万円、貸倒引当金繰 入額1,142百万円及び株式等償 却131百万円を含んでおりま

却131百万円を す。

※3 特別損失は、固定資産処分損 5百万円及び減損損失66百万円 であります。

※4 継続的な地価の下落により、 以下の資産グループについて帳 簿価額を回収可能額まで減額 し、当該減少額66百万円を減損 損失として特別損失に計上して おります。

 区分
 遊休資産

 地域
 中四国地域

 主な用途
 一

 種類
 土地

 減損損失
 19百万円

(うち土地19百万円) 区分 営業用資産 地域 中四国地域

主な用途一種類社宅減損損失13百万円

(うち土地13百万円) 区分 営業用資産 地域 中四国地域 主な用途 —

五次円域 — 種類 営業店 減損損失 33百万円 (うち土地33百万円)

資産のグルーピングの方法 は、管理会計上の最小区分であ る営業店単位(ただし出張所は 母店にグルーピング)で行って おります。

資産のグループの回収可能額 は正味売却価額により測定して おり、「不動産鑑定評価基準」 (国土交通省平成14年7月3日) に準拠して評価した額から処分 費用見込額を控除して算定して おります。 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資產 314百万円 無形固定資産 148百万円

- ※2 その他経常費用には、貸出金 償却1,170百万円、貸倒引当金 繰入額1,309百万円及び株式等 償却275百万円を含んでおりま す。
- ※3 特別損失は、固定資産処分損 141百万円及び減損損失93百万 円であります。
- ※4 継続的な地価の下落により、 以下の資産グループについて帳 簿価額を回収可能額まで減額 し、当該減少額93百万円を減損 損失として特別損失に計上して おります。

区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 48百万円 (うち土地48百万円)

区分 営業用資産 地域 中四国地域

主な用途一種類社宅減損損失9百万円(うち土地9百万円)

区分 営業用資産 中四国地域 主な用途 種類 営業店 減損損失 35百万円

資産のグルーピングの方法 は、管理会計上の最小区分であ る営業店単位(ただし出張所は 母店にグルーピング)で行って

おります。

(うち土地35百万円)

資産のグループの回収可能額は正 味売却価額により測定してお り、「不動産鑑定評価基準」 (国土交通省平成14年7月3日) に準拠して評価した額から処分 費用見込額を控除して算定して おります。 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

※2 その他の経常費用には、保証 会社に支払った調整金610百万 円及びその他の債権売却損54百 万円を含んでおります。

※4 継続的な地価の下落により、 以下の資産グループについて帳 簿価額を回収可能額まで減額 し、当該減少額122百万円を減 損損失として特別損失に計上し ております。

> 区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 122

た 122百万円 (うち土地122百万円)

資産のグルーピングの方法 は、管理会計上の最小区分であ る営業店単位 (ただし出張所は 母店にグルーピング) で行って おります。

資産グループの回収可能額は 正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」 (国土交通省平成14年7月3日)に 準拠して評価した額から処分費 用見込額を控除して算定しております。 (中間株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
 - 1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末	当中間会計期	当中間会計期	当中間会計期	
	株式数	間増加株式数	間減少株式数	間末株式数	摘 要
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)	
自己株式					
普通株式	508	14	0	523	(注)

- (注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。
- 2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳 は次のとおりであります。

	直前事業年度末残高	当中間会計期間中の	当中間会計期間末残高
	(百万円)	変動額(百万円)	(百万円)
有形固定資産 圧縮積立金	35	△ 0	35
別途積立金	27, 253	△ 3,000	24, 253

- Ⅱ 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
 - 1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末	当中間会計期	当中間会計期	当中間会計期	
	株式数	間増加株式数	間減少株式数	間末株式数	摘 要
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)	
自己株式					
普通株式	540	21	2	558	(注)

- (注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。
- 2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	直前事業年度末残高	当中間会計期間中の	当中間会計期間末残高
	(百万円)	変動額(百万円)	(百万円)
有形固定資産 圧縮積立金	35	△0	34
別途積立金	24, 253	1, 400	25, 653

Ⅲ 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	508	31	0	540	(注)

⁽注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳 は次のとおりであります。

	前事業年度末残高 (百万円)	当事業年度変動額 (百万円)	当事業年度末残高 (百万円)
有形固定資産 圧縮積立金	35	△0	35
別途積立金	27, 253	△3,000	24, 253

(リース取引関係)

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 平成21年4月1日 平成22年4月1日 平成21年4月1日 (自 (自 平成21年9月30日) 平成22年9月30日) 平成22年3月31日) ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・ (1) 所有権移転外ファイナンス・ (1) 所有権移転外ファイナンス・ リース取引 リース取引 リース取引 ①リース資産の内容 ①リース資産の内容 ①リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 (ア) 有形固定資産 (ア) 有形固定資産 主として端末機でありま 主として端末機でありま 主として端末機でありま す。 す。 す。 (イ) 無形固定資産 (イ) 無形固定資産 (イ) 無形固定資産 ソフトウエアであります。 ソフトウエアであります。 ソフトウエアであります。 ②リース資産の減価償却の方法 ②リース資産の減価償却の方法 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産 中間財務諸表作成のための基本 同左 となる重要な事項「4 固定資産 の減価償却の方法」に記載のとお の減価償却の方法」に記載のとお りであります。 りであります。 2 通常の賃貸借取引に係る方法に 通常の賃貸借取引に係る方法に (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 準じて会計処理を行っている所有 準じて会計処理を行っている所有 に準じて会計処理を行っている 権移転外ファイナンス・リース取 権移転外ファイナンス・リース取 所有権移転外ファイナンス・リ 引 引 ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 ・リース物件の取得価額相当額、 ・ リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 減価償却累計額相当額、減損損 減価償却累計額相当額及び期末 失累計額相当額及び中間会計期 失累計額相当額及び中間会計期 残高相当額 間末残高相当額 間末残高相当額 取得価額相当額 取得価額相当額 取得価額相当額 2,048百万円 有形固定資産 有形固定資産 1,354百万円 有形固定資産 1,729百万円 無形固定資産 -百万円 無形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円 1,354百万円 その他 -百万円 合計 合計 1,729百万円 合計 2,048百万円 減価償却累計額相当額 減価償却累計額相当額 減価償却累計額相当額 有形固定資産 有形固定資産 1.423百万円 1.059百万円 有形固定資産 1,320百万円 無形固定資産 -百万円 無形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円 その他 合計 -百万円 1,059百万円 合計 1,320百万円 合計 1,423百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 -百万円 無形固定資産 -百万円 その他 -百万円 合計 -百万円 中間会計期間末残高相当額 中間会計期間末残高相当額 期末残高相当額 有形固定資産 625百万円 有形固定資産 295百万円 有形固定資産 409百万円 無形固定資産 -百万円 無形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円 その他 -百万円 合計 295百万円 合計 409百万円 合計 625百万円 (注)取得価額相当額は、未経過リー (注)取得価額相当額は、未経過リ (注)取得価額相当額は、未経過リ ース料中間会計期間末残高が有 ス料中間会計期間末残高が有形 ース料期末残高が有形固定資産 形固定資産の中間会計期間末残 固定資産の中間会計期間末残高 の期末残高等に占める割合が低 高等に占める割合が低いため、 いため、支払利子込み法によっ 等に占める割合が低いため、支 ております。 支払利子込み法によっておりま 払利子込み法によっておりま す ・未経過リース料中間会計期間末 ・未経過リース料中間会計期間末 ・未経過リース料期末残高相当額 残高相当額 残高相当額

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日		前事業年度 (自 平成21年4月1日	
至 平成21年9月30日)	至 平成22年9月30日)		至 平成22年	
1 年内 304百万円	1年内	190百万円	1年内	207百万円
1 年超 321百万円	1年超	130百万円	1年超	202百万円
合計 625百万円	合計	321百万円	合計	409百万円
(注)未経過リース料中間会計期間	(注)未経過リー	ス料中間会計期間	(注)未経過リー	ス料期末残高相当
末残高相当額は、未経過リース	末残高相当額	は、未経過リース	額は、未経過	リース料期末残高
料中間会計期間末残高が有形固	料中間会計期間末残高が有形固		が有形固定資産	産の期末残高等に
定資産の中間会計期間末残高等	定資産の中間会計期間末残高等		占めるその割合が低いため、支	
に占めるその割合が低いため、	に占めるその	割合が低いため、	払利子込み法によっておりま	
支払利子込み法によっておりま	支払利子込み	生によっておりま	す。	
す。	す。			
・リース資産減損勘定の中間会計				
期間末残高 -百万円				
・支払リース料、リース資産減損				
勘定の取崩額、減価償却費相当				
額及び減損損失				
支払リース料 177百万円	・支払リース料		・当期の支払リー	ース料
		132百万円		278百万円
リース資産減損勘定の取崩額				
-百万円				
減価償却費相当額 177百万円	・減価償却費相当	当額 132百万円	• 減価償却費相	当額 278百万円
減損損失 -百万円				
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、	リース期間を耐用年数とし、		リース期間を	を耐用年数とし、
残存価額を零とする定額法によ	残存価額を零とする定額法によ		残存価額を零	とする定額法によ
っております。	っております。		っております。	
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティ	ング・リース取引	2 オペレーティン	ング・リース取引
オペレーティング・リース取引	オペレーティ	ング・リース取引	オペレーティン	ング・リース取引
のうち解約不能のものに係る未経	のうち解約不能のものに係る未経		のうち解約不能の	のものに係る未経
過リース料	過リース料		過リース料	
借手	借手		借手	
1年内 75百万円	1年内	71百万円	1年内	75百万円
1 年超 893百万円	1年超	825百万円	1年超	855百万円
合計 968百万円	合計	897百万円	合計	930百万円
貸手	貸手		貸手	
1年内 180百万円	1年内	142百万円	1年内	144百万円
1年超 312百万円	1年超	552百万円	1年超	622百万円
合計 492百万円	合計	694百万円	合計	767百万円

(有価証券関係)

- ○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
- I 前中間会計期間末 (平成21年9月30日現在) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

Ⅱ 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式1,423百万円、関連会社株式 -百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載 しておりません。

Ⅲ 前事業年度末(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,459百万円、関連会社株式-百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	20百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-百万円
その他増減額 (△は減少)	0百万円
当中間会計期間末残高	20百万円

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

当行は、自己資本の充実を図り、お客様の資金ニーズに積極的にお応えしていくため、平成 21年10月23日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり劣後特約付無担保社債を発行いたしま した。

社債の名称	株式会社愛媛銀行第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)		
社債の総額	金60億円		
発行価格	各社債の金額100円につき金100円		
払込期日	平成21年11月11日		
償還期限	平成31年11月11日(期限前償還条項付)		
利率	当初5年間 年2.55%		
个月 午	5年目以降 6ヶ月ユーロ円LIBOR+3.10%		

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項なし。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項なし。

4 【その他】

中間配当

平成22年11月26日開催の取締役会において、第107期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

531百万円

1株当たりの中間配当金

3円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成 21 年 11 月 20 日

株式会社愛媛銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 樽 本 修 平 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

堀川紀之 ⑩

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊加井真弓印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表 示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を 得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加 の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸 表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 21 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

⁽注)1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

平成 22 年 11 月 19 日

株式会社愛媛銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士

伊加井真弓印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

堀 川 紀 之 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、 「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成22年4月1日から平成23年3月 31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日 まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中 間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行 った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場か ら中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表 示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を 得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加 の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸 表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる 中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 22 年 9 月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日 から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情 報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

⁽注)1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

平成 21 年 11 月 20 日

株式会社愛媛銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士

樽 本 修 平 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

堀 川 紀 之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊加井真弓印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成21年4月1日から平成22年3月 31 日までの第 106 期事業年度の中間会計期間(平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日 まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本 等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当 監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関し て投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ること を求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手 続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意 見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及 び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで) の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 (注) 1 管しております。

² 中間財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

平成 22 年 11 月 19 日

株式会社愛媛銀行 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士

伊加井真弓印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

堀 川 紀 之 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、 「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成22年4月1日から平成23年3月 31 日までの第 107 期事業年度の中間会計期間 (平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日 まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本 等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当 監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関し て投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ること を求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手 続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意 見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及 び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで) の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

⁽注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保 管しております。

² 中間財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成22年11月26日

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 中 山 紘 治 郎

【最高財務責任者の役職氏名】 ――

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【縦覧に供する場所】 株式会社愛媛銀行 高知支店

(高知市はりまや町1丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 中山紘治郎は、当行の第107期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。